

第2回 中野市北部地区小学校統合準備委員会 地域・PTA部会次第

日時 平成29年3月22日(水) 午後6時30分

場所 北部公民館 会議室1

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 協議事項

(1)第1回専門部会における質問事項に対する回答について

(2)今後のスケジュール等について

(3)協議事項の洗出しについて

(4)次回専門部会の開催について

(5)その他

4 その他

5 閉会

北部地区小学校統合準備委員会地域PTA部会スケジュール（案）

(H28.3.22作成)

	H28	H29年度												H30年度												H31年度												H32
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1 PTA関係		○各学 校の現 状把握 ○問題 点の洗 い出し	○会則案 作成開始 ○活動の すりあわ せ ○交流事 業の実施 検討										○役員選 出方法案 作成	○部会に おける会 則、役員 選出、交 流事業案 決定	○各学校PTAで 素案に対する検 討 ○各学校PTAの 解散に向けての 協議 ○部会でのすり あわせ、修正										○会則案 決定	○各学 校で会 則案の 承認 ○活動 案及び 予算案 作成	○新校 PTA役員 原案作成	○新校PTA役 員決定									○活動案及び 予算案決定 （統合後総会 で承認） ○解散総会	

北部地区小中学校PTA規約一覧表

平岡小学校		長丘小学校		科野小学校		倭小学校		高社中学校	
名称		名称		名称		名称		名称及び事務所	
第1条	本会は、平岡小学校PTAと称する。	第1条	本会は長丘小学校PTAと称する。事務局を長丘小学校におく。	第1条	この会は科野小学校PTAと言い、事務局を科野小学校におく。	第1条	本会は、倭小学校PTAと称し、事務局を同学校内に置く。	第1条	本会は高社中学校PTAと称する。本会の事務所は、高社中学校内におく。
事務局									
第2条	本会は、事務局を平岡小学校内におく。								
目的		目的		目的		目的		目的	
第3条	本会は、保護者と学校職員とが相協力して、児童の福利増進と教育の発展向上を図ることを以て目的とする。	第2条	本会は学校と家庭との連絡を密にし相協力して、児童の福祉増進と教育向上を図ることを目的とする。	第2条	この会は、会員相互の教養を高め、教育の振興と児童の健全な育成を図ることを目的とする。	第3条	本会は、家庭と学校の連絡を密にすると共に、本校児童の健全育成と教育の伸展をはかり、会員相互の教養を深めることを目的とする。	第2条	本会は保護者と教師との連絡を密にし、相協力して高社中学校生徒の健全育成と教育の進展向上を図り、あわせてお互いの教養を高めることを目的とする。
事業		事業		事業		事業		事業	
第4条	本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 1 小学校教育の理解と推進に関すること 2 家庭生活、社会生活の向上に関すること 3 会員相互の連携及び親睦に関すること 4 学校環境の充実及び保全に関すること 5 児童の教育上必要な世論の喚起並びに関係方面への折衝 その他必要と認めた事業	第3条	本会は第2条の目的を達成するため、下記の事業を行う。 1 児童の福祉増進と訓育徹底に関する事業 2 新しい民主教育の理解と進展に関する事業 3 学校の施設、教育環境の整備に対する計画と助成 4 教育上必要な世論の喚起と関係方面との折衝 5 その他必要と認めた事業	第3条	この会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。 1 会員の教養向上に関する事項 2 児童の校外生活の指導に関する事項 3 児童の保健厚生に関する事項 4 教育環境の整備拡張に関する事項 5 その他必要と認められる事項	第4条	本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1 地域との連携を深め、社会教育の充実をはかる。 2 民主教育が正しく推進できるよう、会員相互の教養を高める。 3 児童の保健厚生の実ををはかる。 4 教育環境の整備と充実をはかる。 5 学校・家庭並びに育成会との緊密な連絡をはかり、児童の校外生活指導及び健全育成をはかる。 6 その他、目的達成に必要と認めた事項の推進をはかる。	第3条	本会は第二条の目的を達成するため左の各項に関する事業を行う。 1 生徒の福祉増進と訓育の徹底に必要なこと 2 家庭生活、社会生活の向上に役立つこと 3 学校の施設、教育環境の整備に対する協力と助成 4 民主教育推進上必要な世論の喚起と関係方面との折衝 5 その他本会の目的を達成するに必要なこと
性格		方針		方針				方針	
第5条	本会は、非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会本来の目的を達成する以外の活動はしない。	第4条	本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。	第4条	この会は、目的を達成するために民間団体として活動する。			第4条	本会は学校および学校管理者と協力する団体であって、直接に教育行政や学校経営に干渉しない。また、非営利的、非宗教的、非政党的な団体であって、本会本来の目的を達成する以外の活動はしない。
		第5条	本会は学校と学校管理とに協力する自主的団体であって、直接に教育行政や学校経営方針に干渉しない。						
会員		会員		組織		会員		会員	
第6条	本会の会員は、平岡小学校に在籍する児童の保護者及び平岡小学校に在籍する教職員、その他本会の趣旨に賛同し入会した者を以て組織する。	第6条	本会の会員は長丘小学校に在籍する児童の保護者及び在籍する教職員とする。	第5条	この会は、科野小学校に在籍する児童の保護者と教職員並びにこの会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。この会に顧問をおくことができる。	第2条	本会は、本校児童の保護者及び本校教職員を正会員とし、本会の趣旨に賛同する者を準会員とする。	第5条	本会は高社中学校に在籍する生徒の保護者(またはこれに代わる者)学校職員および本会の趣旨に賛同し、入会したる者をもって会員とする。
学級、地区PTA				支部PTA・学年PTA		支部PTA		学年PTA・支部PTA	
第7条	本会は、各学級毎に学級PTAを、各地区ごとに地区PTAをおく。学級PTA及び地区PTAの規約は、本会則に準ずる。			第6条	この会に支部PTA、学年PTAをおく。	第23条	支部PTAは、各支部毎に組織し、支部長1名・副支部長1名・連絡員若干名を選出する。但し、副支部長・連絡員は、支部の実状によっては置かないこともできる。	第12条	本会は本会の目的達成に資するため、各学年に学年PTA、各支部に支部PTAをおく。その規約は別に定める。
						第24条	学年PTA・支部PTAの活動等については、内規に定める。		

北部地区小中学校PTA規約一覧表

平岡小学校		長丘小学校		科野小学校		倭小学校		高社中学校	
委員会		部会		専門部		組織・専門部		部会	
第8条	本会は、第4条の事業を行うため、次の専門委員会並びに学級会長会をおき、本会の事業を分掌する。 1 人権同和教育委員会 人権同和教育並びに特殊教育に関する学習を深め、差別をなくすための事業を行う。 2 広報委員会 学校教育の理解や会員相互の連携を深めるための広報事業を行う。 3 環境委員会 学校の施設や環境の整備に関する事業を行う。 4 校外指導委員会 児童の校外生活の向上や地区別子供会の育成に関する事業を行う。 5 学級会長会 PTA活動に関する企画運営を行うと共に、事業の円滑化を図る。		本会に下記の部をおき、各部の互選により正副部長を決める。 1 総務部(3名) 2 指導部(11名) 3 学年部(12名)	第7条	この会の目的及び事業を達成するために、以下の専門部をおく。 1 教養部 2 厚生部 3 人権教育部 4 校外生活部	第9条	本会は、その事業を遂行するため次の組織を持つ。 1 総会 2 理事会 3 専門部 4 学年会長会 5 学年PTA 6 支部PTA	第10条	本会には左の専門部会をおき、その委員には常任委員があたる。分掌事項は次の通りとする。 1 総務部 渉外・庶務・会計に関する事項を担当する。 2 施設部 学校施設・福祉厚生に関する事項を担当する。 3 社会部 校外生活と支部生徒会の指導育成に関する事項を担当する。 4 教養部 文化・教育に関する事項を担当する。 5 人権教育部 人権教育に関する事項を担当する。
			学年部は正副会長をもって構成し、学年部には父親母親委員会並びに人権教育委員会を設置する。						
			本会は各地区に支部をおき、学校には学級PTAを設け、会長・副会長・及び連絡員をおく。 その規約は本会則に準じる。						
		第28条	各部は本会事業のほか下記事項について、その企画運営にあたる。 1 総務部 本会事業の円滑化をはかるための庶務会計等の事業並びに地区子ども会の育成に関する事業を行う。 2 指導部 児童の校外生活の向上並びに育成会に関する事業を行う。 3 学年部 会員相互の連携を深めるための文化的諸事業、学校の施設や環境の整備に関する事業、学校行事等への協力、並びに下記の委員会の事業運営にあたる。 ① 父親母親委員会 会員の研修を高めるための事業を行う。 ② 人権教育委員会 人権教育に関する学習を深め差別をなくすための事業を行う。			第16条	本会には、次の専門部をおき、以下の事業を行う。 1 施設教養部 ・教養に関する諸事業、PTA新聞の発行 ・人権同和教育の推進に関わる事項 ・教育環境の整備充実に関わる事項 2 厚生部 ・保健・精神衛生・給食その他児童の厚生に関する事項 3 校外生活指導部 ・校外生活指導に関わる事項 ・青少年健全育成に関わる事項の協力と推進	第11条	各専門部会は部長1名、副部長2名、参事1名および部員若干名で構成する。但し、幹事は参事をかねることができる。参事は各専門部の事務にあたる。
		第29条	本会に人権教育委員会を設置し、PTA人権教育の推進にあたる。			第17条	各専門部は、学年または支部から選出した専門部員と会長が委嘱した正副部長で構成する。 1 各専門部員は、各学年PTAで選出し、会長が委嘱する。但し、校外生活指導部員は各支部PTAで選出し、会長が委嘱する。 2 各専門部・校外生活指導部正副部長(各1名ずつ)は部員より選出し、会長が委嘱する。 3 副支部長は、専門部役員に選出ししない。	第18条	
						第18条	専門部会は、部長が召集し、総会で承認された事業を執行する。		

北部地区小中学校PTA規約一覧表

平岡小学校		長丘小学校		科野小学校		倭小学校		高社中学校	
役職員		役員		役員		役員		役職員	
第9条	本会は、次の役職員をおく。 1 会 長 1名 2 副会長 2名 3 監 事 2名 4 常任委員 各専門部正副委員長、各学級会長、 学校代表として教頭他若干名 5 委員長 委員長 4名、副委員長 4名 6 委 員 各学級 3名、計36名、 各支部 15名 7 学年会長 学年会長 6名、副学年会長 6名 8 学級会長 学級会長12名、副学級会長12名 9 幹 事 3名 10 顧 問 若干名(前PTA正副会長ほか) 11 参 与 1名(学校長)	第12条	本会に次の役員を置く。但し、副会長1名は学校長とする。 1 会 長 1名 2 副会長 3名 3 支部長・評議員 若干名 4 監事・幹事 若干名	第8条	この会に下記の役員をおく。 1 会 長 1名 2 副会長 2名 3 参 与(学校長があたる) 4 理 事 若干名 (支部長3名、学年会長6名、学校1名) 5 評議員 定数はPTA会則施行細則第1条に別に定める。 6 会計監査員 2名 7 幹 事 若干名(内1名は教頭)	第5条	本会には、次の役員をおく。 1 会 長 1名 2 副会長 2名 3 顧 問 若干名 4 庶務会計 2名 5 理事 若干名 6 監事 2名	第6条	本会に左の役員および職員をおく。 1 会 長 1名 2 副 会長 4名(1名は女性) 3 参 与 1名(高社中学校長) 4 常任委員 若干名(学校側若干名) 5 評議員 若干名 6 幹 事 2名 7 書 記 1名 8 監 事 3名(学校側1名) 9 顧 問 若干名
		第13条	本会に顧問若干名を置くことができる。						
選出		選出		選出		選出		選出	
第10条	役職員の選出は、次の通りとする。 1 会長は前年度の副会長より選出するものとし、会長候補副会長は前年度4学年の会員より、もう1名の副会長は、前年度5学年の会員より選出する。監事は前年度の環境委員長と広報委員長とし、常任委員会の承認を得る。 2 常任委員 (1)各学級会長は、各学級において選出する。 (2)専門委員会の正副委員長は、各委員会において選出する。 (3)学校側委員は、学校職員より選出する。 3 人権同和教育、広報、環境委員会の委員は、各学級毎に選出する。校外指導委員会の委員は、各支部毎に選出する。 4 顧問、参与は、会長が常任委員会に諮ってこれを委嘱する。	第14条	本会の会長・副会長・総務部長・指導部長・監事は、各該当学年において選出し、評議員会の承認を受け、総会で報告する。	第9条	役員の選出は、次の通りとする。 1 会長・副会長他役員は、旧年度の評議員会において選出し、承認を得る。 2 理事は、支部長・学年会長・学校代表をもってこれをあてる。 3 評議員は、支部選出・学年選出・学校職員をもってこれにあてる。 4 会計監査員は、評議員会において選出する。 5 幹事は、会長がこれを委嘱する。	第8条	役員の選出は以下のとおりとし、総会の承認を受ける。 1 会長・副会長は、理事会において選出する。 2 顧問(若干名)は、会長が理事会にはかって委嘱する。但し学校長は顧問となる。 3 庶務会計(2名)は、会長が理事会の承認を求める。但し、学校の教頭・事務職員は庶務会計となる。 4 理事は、学年PTA会長・支部PTA支部長・各部の部長・教務主任があたる。 5 監事(2名)は、会長が委嘱する。	第7条	役職員の選出は左の通りとする。 1 会長・副会長 常任委員会で選出し、総会で報告する。 2 常任委員 支部ごとに1名(支部PTA会長)、学級ごとに1名(学級PTA会長)を選出する。会長・副会長もかねる。学校側常任委員は教務があたる。 3 評議員 支部ごとに2名(支部PTA副会長)、学級ごとに1名(学級副会長)を選出する。学校側評議員は校長・常任委員以外の職員があたる。 4 幹事 会長が委嘱する。 5 書記 会長が委嘱する。 6 監事 常任委員会で選出し、総会で報告する。 7 顧問 前会長・各地区小学校長・各小学校PTA会長・他若干名を常任委員会の推薦により会長が委嘱する。
		第15条	支部長はその地区において選出する。但し、評議員中より互選するものとする。						
		第16条	学級PTAの会長及び連絡員の選出は、各学年単位に行う。						
		第17条	第17条 本会の評議員は地区より選出されたものと、各学級で選出された役員及び学校職員をもって構成する。学級評議員(各学級会長・副会長)12名、学校職員全員とする。						
		第18条	部長は評議員中より選出し、部員は評議員を以て構成する。幹事は会長がこれを委嘱する。						
		第19条	顧問は次年度の会長が評議員会にはかって、前会長・前副会長(女性)及びその他適任者推薦する。						
任期		任期		任期		任期		任期	
第11条	役職員の任期は、1か年とする。但し、再任を妨げない。補欠者に任期は、前任者の残任期間とする。	第20条	役員の任期は1か年とし、4月1日より翌年3月31日迄とする。但し再任は妨げない。	第11条	役員の任期は1か年とする。但し、重任を妨げない。	第6条	役員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、補欠者は前任者の任期を引き継ぐ。	第9条	役職員の任期は1か年とする。但し重任を妨げない。補欠員の任期は前任者の残任期間とする。

北部地区小中学校PTA規約一覧表

平岡小学校		長丘小学校		科野小学校		倭小学校		高社中学校	
任務		任務		任務		任務		任務	
第12条	役職員の主たる任務は、次の通りとする。 1 会長は、会務を総括し、本会を代表する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。 3 監事は、会計事務を監査する。 4 常任委員は、常任委員会を組織し、総会に代わる議決機関として、本会事業全般につき評議決定する。 5 委員長は、委員と共に各委員会を組織し、各委員会の事業を企画し推進する。 6 学級会長は、学級会長会を組織し、会長の諮問に応じて本会事業の企画運営にあたり、学級PTAの運営にあたる。 7 学年役員は、役員会を組織し、学年共通の問題について研究協議し、学年役員会の運営にあたる。 8 幹事は、会長の命により、会計その他の事務を処理する。 9 顧問及び参与は、会長の諮問に応え、また意見を述べる。	第21条	会長は会務を総括し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。	第10条	役員の任務は、次の通りとする。 1 会長はこの会を代表し、会務を統括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。 3 理事は理事会を組織し、会長の招集によりその諮問に答え、各専門部の事業の推進にあたる。 4 評議員は、評議員会を組織する。評議員会は、総会につぐ議決機関で事業及び予算案、決算案を評議する。 5 会計監査員は、会計監査を行い、評議員会、総会に報告する。 6 幹事は、庶務・会計全般及び記録簿の処理を行なう。	第7条	役員の任務は、次のとおりとする。 1 会長は、本会を代表して一切の会務を統括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時は会務を代行する。 3 顧問は、会長に助言を与える。 4 庶務会計は、庶務及び会計事務にあたる。 5 監事は、会計事務を監査し、総会に報告する。	第8条	役職員の任務は次の通りとする。 1 会長 会務を総理し、本会を代表する。 2 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。 3 参 与 本会のすべての運営に参画する。 4 常任委員 常任委員会を構成し、また専門部委員となる。 5 評議員 評議員会を構成する。 6 幹 事 総会・評議員会・常任委員会の議事の記録、本会の庶務および会計にあたる。 7 書 記 本会の事務にあたる。 8 監 事 会計事務を監査し、定期総会に報告する。 9 顧 問 会長の諮問に応じる。
		第22条	評議員会は本会の業務全般について協議決定する。						
		第23条	監事は会計事務を監査し、これを定期総会に報告する。						
		第24条	幹事は会長の命により、事務を処理する。						
		第25条	支部長会・部長会は、評議員会で評議決定された事項を執行する。						
		第26条	部員は、部長の指示により、その運営にあたる。						
		第27条	顧問は、会長の諮問に応じ、意見を開陳し本会に協力する。						
集会		細則		会議		総会		会議	
第13条	本会として定められた集会は、次の通りとする。 1 総会は、毎年4月に定期総会を開く。また必要に応じ臨時総会を開くことができる。 2 常任委員会、各役員会、学級会長会、学年役員会、学級役員会は必要に応じて随時開く。	第30条	本会は毎年4月に定期総会を開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会において各役員の報告及び承認、予算の議決及び決算の承認をする。	第12条	この会は次の会議をもつ。 1 総会 毎年4月に定期総会を開く。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。 ①予算、決算の承認 ②会則の変更 ③その他、必要な事項の承認	第10条	総会は正会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会をもつ。 1 定期総会は毎年、年度当初に開催する。 2 臨時総会は、理事会が必要と認めた時、或いは正会員の5分の1以上の要求があった場合に開催する。	第13条	本会は毎年度当初に定期総会を開き、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
		第31条	前条は必要に応じ各部ごとに行う事もできる。			第11条	総会は、次の事項を協議決定する。 1 会長、副会長並びに監事他役員の承認 2 予算並びに決算の承認 3 事業報告並びに事業計画の承認 4 会則の変更 5 その他必要と認めた事項	第14条	総会は本会の最高議決機関で次の事項を行う。 総会議決は出席者の過半数の同意を必要とする。 1 役職員の報告 2 予算の議決、決算の承認 3 会務の報告 4 会則の変更
総会		第32条	評議員会・支部長会・部長会は必要に応じ随時開かれる。			第12条	総会の議事は出席者の過半数で決める。但し、会則の変更については、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。		
第14条	総会は、会長が招集し、次のことを行う。 1 役員の承認に関すること。 2 本会事業の承認に関すること。 3 決算の承認に関すること。 4 予算の承認に関すること。 5 会則の変更。 6 その他重要事項。	第33条	総務部会には必要に応じて部長が加わる。			第13条	総会の議長は、総会に出席した会員の中から選出する。		
		第34条	本会の会則の変更は評議員会の出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。						

北部地区小中学校PTA規約一覧表

平岡小学校		長丘小学校		科野小学校		倭小学校		高社中学校	
常任委員会								常任委員会	
第15条	常任委員会は、会長が招集し次のことを行う。 1 会則の変更審議 2 会長、副会長、監事、幹事、顧問、参与の役員の承認 3 本会事業及び予算の審議 4 決算の議決 5 その他会務全般について会長の諮問に応え、評議決定							第15条	常任委員会・評議員会は、会長の招集により随時開くことができる。
								第16条	常任委員会は本会運営のために企画立案し、総会および評議員会の決議事項を執行する。
				評議員会		第17条	評議員会は総会に次ぐ議決機関で、緊急の場合には総会に代わることができる。		
		第12条	2 評議員会 ①会長、副会長、他役員の選出と承認 ②各種議案の審議 ③理事会の緊急処理事項の承認						
				理事会		理事会			
		第12条	3 理事会 ①予算案の作成 ②年間事業計画の作成 ③各専門部事業計画の審議 ④緊急処理事項の処理	第14条	理事会は、会長・副会長・顧問・理事をもって構成する。				
				第15条	理事会は、会長がこれを召集し、次の事項を協議し執行する。 1 本会の企画・運営に関する事項 2 予算・決算に関する事項 3 会長の諮問に関する事項 4 その他必要と思われる事項				
委員会									
第16条	委員会は、委員長が招集し次のことを行う。 1 委員会の活動の企画 2 総会及び常任委員会で決定された事業の推進 3 その他会長から委嘱された事業の推進。								
学級会長会									
第17条	学級会長会は、学級会長会会長が招集し、企画運営にあたる。								
学年役員会及び学級役員会						学年会長会・学年PTA			
第18条	学年会長及び学級会長が招集し、企画運営にあたる。					第19条	本会には、学年会長会をおき、以下の事業を行う。 1 各学年の情報交換をし、連絡連携をはかる。 2 講演会等児童の健全育成をはかる。		
						第20条	学年会長会は、各学年の会長で構成する。正副会長は、会長が委嘱する。		
						第21条	学年会長会は、会長会の会長が召集し、総会で承認された事業を執行する。		
				第22条	学年PTAは、各学年毎に組織し、学年会長1名・各専門部員若干名を選出す				
					第24条	学年PTA・支部PTAの活動等については、内規に定める。			

北部地区小中学校PTA規約一覧表

平岡小学校		長丘小学校		科野小学校		倭小学校		高社中学校	
選考会									
第19条	1 選考会は、正副会長、該当の学年会長が、学年PTA総会を招集する。 2 役員選考については、第19条付則に従い、各ブロックで選出する。								
経費		会計		会計		会計		会計	
第20条	本会の経費は、会費及び寄附金その他を以てこれに充てる。	第7条	本会の経費は会員の負担とする会費、寄付金並びに事業収入その他をもって充てる。	第13条	この会の会計は、会費及びその他の収入をもってあてる。	第25条	本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。会費は、毎年定期総会においてこれを決定する。	第18条	本会の経費は、会員の負担する会費・寄付金および事業収益金による。
		第8条	本会の経費は第3章の事業を行うために使用する。	第14条	この会の会費は、総会の承認を得て決めるものとする。				会費は常任委員会で決定し、総会の承認を得る。
会計年度		会計年度		会計年度		会計年度		会計年度	
第21条	本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	第9条	本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。	第15条	この会の会計は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。	第26条	本会の会計年度は毎年4月1日より翌3月31日までとし、監査は毎年1回3月に行う。		本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

北部地区小中学校PTA規約一覧表

平岡小学校	長丘小学校	科野小学校	倭小学校	高社中学校
PTA慶弔規定	PTA慶弔規定	PTA慶弔規定	PTA慶弔規定	PTA慶弔規定
1 会員に不幸があった場合は、次の通り弔意を表す。 (1)児童の両親のうちいずれか死去の場合(両親のいない場合には事実上の保護者)には、香料5,000円を呈し、会長と学校長が代表して弔問する。(学級PTAは、本会に準ずる) (2)児童死去の場合は、上に準ずる。 (3)学校職員死去の場合は、5,000円を呈し、会長が弔問する。但し、学級の担任職員の場合には、学級会長も同行する。	1 会員に不幸があった場合、次のとおり弔意を表す。 (1)児童の保護者死亡の場合は、弔慰金5,000円を呈し、会長、担任が同行して弔意を表す。 (2)児童死亡の場合は、弔慰金10,000円を呈し、会長、学年会長、校長、担任、学級児童が同行して弔意を表す。 (3)児童が病気(法定伝染病を除く)、けがで15日以上入院療養の場合、3,000円を呈し学年会長、担任が同行して見舞いする。 (4)会員が災害にあい、見舞いや慰問が必要と認められた場合は、総務部会の協議によって善処する。 (5)学校職員死亡の場合は、総務部会の協議による。	1 学校職員に転退職あるときは、送別会を開き記念品を贈呈する。	1 児童及び保護者について、下記のごとく定める。 (1)児童死亡の時は、金5,000円を香典としておくり、会長が弔意をあらわす。 また、学級児童1人100円あての香典を呈し、学級会長が弔意をあらわす。 (2)児童が病気やけがにより1ヶ月以上の入院または欠席の時は、金3,000円をおくり、会長が見舞う。(但し、学級会長が代行してもよい。) また、学級児童1人100円あての見舞金をおくり、学級会長が見舞う。 (3)児童の保護者死亡の時は、金5,000円を香典としておくり、会長が弔意をあらわす。 また、学級児童1人100円あての見舞金の香典を呈し、学級会長が弔意をあらわす。	1 PTA会員、並びにその関係者に対する「高社中学校PTA慶弔内規」を次のように定める。 (1)死亡の場合 ○特別な場合を除き、次により弔意を表する。 ①生徒・学校職員 10,000円 ②生徒の両親、または実質的な保護者 5,000円 ③学校職員の1親等の同居者、PTA・クラブ活動後援会正副会長の1親等の同居者、代行人 3,000円 ○次の場合には、前記のほか弔電をそえる。 ①学校職員、学校職員の1親等の同居者、PTA・クラブ活動後援会の役員、PTA・クラブ活動後援会の役員の1親等の同居者 (2)学校職員結婚の場合 ○5,000円を呈し、祝意を表する。 (3)学校職員転退職の場合 ○3,000円を記念品として贈呈し、労をねぎらう。 (4)災害、長期療休等、必要を認めた場合は、会長・校長の合議により善処する。
2 学校職員及び児童が長期(三週間以上)にわたる病欠の場合は、見舞金2000円を呈する。 3 学校職員及び児童が不慮の災害にあい、見舞いや弔問が必要と認められる場合には、正副会長及び学校側常任委員の協議によって善処する。 4 学校職員が結婚の場合は、祝電を呈して祝意を表する。 5 庁務員に慶弔災害があった場合は、学校職員に準ずる。 6 学校職員の転退職に際しては、次の基準によって記念品を贈る。 (1)基本金額1,000円とし、在校年数1年につき500円の割合で加算する。 7 庁務員の転退職の場合は、学校職員に準じて会長が善処する。 8 本規定以外で慶弔の必要が生じた場合は、正副会長及び常任委員の協議によって処理する。 9 前記各項の処理をなした場合は、常任委員会に報告する。 10 会員は、本PTAから受けた慶弔には、返礼を一切しないものとする。	2 学校職員が転退職の場合は、次の基準により記念品を送る。 (1)在職1年または一年未満のときは2,000円とする。 (2)在職1年をこえるときは、1年毎に1,000円を加える。但し、限度額を5,000円とする。 3 学校職員が結婚の場合、祝儀五千円を呈し、祝意を表す。 4 学校職員及び配偶者、両親が死亡の場合、次のとおり弔意を表す。 ① 配偶者、両親死亡の場合は、弔慰金3,000円を呈し、弔意を表す。	2 会員に慶弔のあったときは、次の規定により意を表す。 (1)学校職員で結婚したものがあったときは、祝電をおくる。 (2)会員で特別の災害があったときは、見舞金をおくる。 (3)会員で死亡者のあったときは、香典をおくる。 (4)会員の子(小学校在学生)死亡のときは、香典をおくる。	2 職員について、下記のごとく定める。 (1)職員死亡の時は、金5,000円を香典としておくり、会長が弔意をあらわす。 また、学級児童1人100円あての香典を呈し、学級会長が弔意をあらわす。 (2)職員が病気やけがにより1ヶ月以上の入院または欠勤の時は、金3,000円をおくり、会長が見舞う。(但し、学級会長が代行してもよい。) また、学級児童1人100円あての見舞金をおくり、学級会長が見舞う。 (3)教職員転退職の場合は、金3,000円の記念品代をおくる。 (4)校医死亡の時は、金5,000円を香典としておくり、会長が弔意をあらわす。 (5)職員の配偶者死亡の時は、金5,000円を香典としておくり、会長が弔意をあらわす。 (6)職員に結婚及び出産があった時は、金3,000円をおくり祝う。	
	5 会のため特別な貢献をした会員に対して、感謝状(記念品)を贈呈し、その功績を表彰することができる。 6 前項の費用はPTA予算より支出する。	3 慶弔費は、正副会長により定めることができる。 4 会費はPTA会費でまかなう。	(附則) 1 この規定は、昭和57年4月1日より実施する。 2 この規定に対する返礼は受けない。 3 会費は、PTA会費でまかなう。 4 この規定以外のことが生じた場合は、正副会長が協議して決定する。 5 この規定は、昭和61年度より一部変更したものである。 6 この規定は、平成9年度より一部変更したものである。	2 前記基準によることのできない場合、または特別の事態の生じた時は、会長・校長等関係者の協議により善処する。 3 本内規に必要な経費は、PTA会費より出費する。 4 本内規運営に必要な費用は慶弔費及び予備費より支出する。 5 慶弔費の収支決算は、PTA会費の決算の中で行う。 6 本内規は、PTA総務会において作成し、常任委員会の承認を経て決定、または変更することができる。

北部地区小中学校PTA規約一覧表

平岡小学校	長丘小学校	科野小学校	倭小学校	高社中学校
第19条付則	役員選出申し合わせ	会則施行細則		支部規約
1 役員選出に関する申し合わせ事項 (1)人権同和教育委員長は、6年生の委員より選出する。副委員長は、5年生の委員より選出する。 (2)広報委員長は、4年生の委員より選出する。副委員長は、3年生の委員より選出する。 (3)環境委員長は、2年生の委員より選出する。副委員長は、1年生の委員より選出する。 (4)校外指導委員長には、竹原(荒川、新田)、四ヶ郷、長元坊、竹原(上手下)、金井、新井、若宮の順に選任される。副委員長には、四ヶ郷、長元坊、竹原(上手、下)、金井、新井、若宮、竹原(荒川、新田)の順に選任される。(平成3年度より実行する。) (5)学級会長会会長には、新5年の会長を選出する。学級会長会副会長には、新3年の会長より選出する。	1 各部並びに役員制定に関する申し合わせ事項 (1)父親母親委員は学年会長がこの任にあたり、委員長は本会副会長(女性)がこれにあたる。副委員長は6年、5年学年会長があたる。 (2)人権教育委員は学年副会長がこの任にあたり、委員長は本会副会長(男性)があたる。副委員長は6学年副会長があたる。 (3)学級評議員は、学年部の他各部を兼務する。 (4)学年部の部長は、6学年会長がこれにあたり、副部長は5学年会長があたる。 (5)各部正副部長は、地区評議員から選出する。 (6)監事は、3学年、4学年会長があたる。	支部PTA及び学年PTA 1 赤岩、越、深沢の3支部は支部長(理事)と評議員を選出する。(評議員:赤岩 5名、越 3名、深沢 2名) 2 各学年は役員3名を選出し、互選により学年会長1名は理事となり、他の2名は評議員とする。		1 支部における保護者の連絡を緊密にし、高社中学校生徒の教育の向上と福祉の増進を図ると共に、本会決定事項の連絡運営をはかるを目的とする。 2 各支部に支部会長を1名、副会長を2名、厚生係、教養係、社会係及び各学年係若干名をおく。 3 会長は本会の常任委員となる。副会長は本会の評議員となる。 4 (1)支部会長は支部会の会務を総理し支部会を代表する。 (2)副会長は会長を補佐する。 (3)厚生係は支部生徒の福祉厚生に関する事項を担当する。 (4)教養係は支部における生徒及び保護者の教養を高めるための事項を担当する。 (5)社会係は支部における生徒の校外生活と支部生徒会の指導育成に関する事項を担当する。 (6)学年係は本会及び学年PTAの支部における学年の事務を担当する。
				学年PTA規約 1 学年PTAは学年における教師と保護者の連絡を密にし学年及び学級相互の連絡のもとに生徒の教育の進展を図ると共に保護者の教養を高めることを目的とする。 2 学年PTAは第1学年PTA、第2学年PTA、第3学年PTAの三つとする。 3 学年PTAの役員は、会長1名、副会長若干名、学級委員若干名とし、学級正副会長をこれにあてる。 4 学校側の学級担任、副任は学年PTAの役員となる。 5 会計簿をおき、会計事務を掌る。 6 授業参観、学年総会、その他前条の目的を達成するための事業を行う。 7 会長、副会長の選出は学級正副会長の互選による。 8 学級正副会長は各1名とし、学級より選出する。 9 会計係は会長が委嘱する。 10 会務会計は3月末の総会において報告する。ただし、学年によっては総会の時期を変更することができる。

(仮称)北部小学校	
名称	
第1条	本会は、〇〇小学校PTAと称する。
事務局	
第2条	本会は、事務局を〇〇小学校内におく。
目的	
第3条	本会は、保護者と学校職員とが相協力して、児童の福利増進と教育の発展向上を図ることを以て目的とする。
事業	
第4条	本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 1 小学校教育の理解と推進に関すること 2 家庭生活、社会生活の向上に関すること 3 会員相互の連携及び親睦に関すること 4 学校環境の充実及び保全に関すること 5 児童の教育上必要な世論の喚起並びに関係方面への折衝 6 その他必要と認めた事業
方針	
第5条	本会は、非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会本来の目的を達成する以外の活動はしない。
会員	
第6条	本会の会員は、〇〇小学校に在籍する児童の保護者及び〇〇小学校に在籍する教職員、その他本会の趣旨に賛同し入会した者を以て組織する。
学級、地区PTA	
第7条	本会は、各学級毎に学級PTAを、各地区ごとに地区PTAをおく。学級PTA及び地区PTAの規約は、本会則に準ずる。

(仮称)北部小学校	
委員会	
第8条	本会は、第4条の事業を行うため、次の専門委員会並びに学級会長会をおき、本会の事業を分掌する。 1 人権同和教育委員会 人権同和教育並びに特殊教育に関する学習を深め、差別をなくすための事業を行う。 2 広報委員会 学校教育の理解や会員相互の連携を深めるための広報事業を行う。 3 環境委員会 学校の施設や環境の整備に関する事業を行う。 4 校外指導委員会 児童の校外生活の向上や地区別子供会の育成に関する事業を行う。 5 学級会長会 PTA活動に関する企画運営を行うと共に、事業の円滑化を図る。

(仮称)北部小学校	
役職員	
第9条	本会は、次の役職員をおく。 1 会 長 1名 2 副会長 2名 3 監 事 2名 4 常任委員 各専門部正副委員長、各学級会長、学校代表として教頭他若干名 5 委員長 委員長 4名、副委員長 4名 6 委 員 各学級 3名、計36名、 各支部 15名 7 学年会長 学年会長 6名、副学年会長 6名 8 学級会長 学級会長12名、副学級会長12名 9 幹 事 3名 10 顧 問 若干名(前PTA正副会長ほか) 11 参 与 1名(学校長)
選出	
第10条	役職員の選出は、次の通りとする。 1 会長は前年度の副会長より選出するものとし、会長候補副会長は前年度4学年の会員より、もう1名の副会長は、前年度5学年の会員より選出する。監事は前年度の環境委員長と広報委員長とし、常任委員会の承認を得る。 2 常任委員 (1)各学級会長は、各学級において選出する。 (2)専門委員会の正副委員長は、各委員会において選出する。 (3)学校側委員は、学校職員より選出する。 3 人権同和教育、広報、環境委員会の委員は、各学級毎に選出する。校外指導委員会の委員は、各支部毎に選出する。 4 顧問、参与は、会長が常任委員会に諮ってこれを委嘱する。
任期	
第11条	役職員の任期は、1か年とする。但し、再任を妨げない。補欠者に任期は、前任者の残任期間とする。

(仮称)北部小学校	
任務	
第12条	役職員の主たる任務は、次の通りとする。 1 会長は、会務を総括し、本会を代表する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。 3 監事は、会計事務を監査する。 4 常任委員は、常任委員会を組織し、総会に代わる議決機関として、本会事業全般につき評議決定する。 5 委員長は、委員と共に各委員会を組織し、各委員会の事業を企画し推進する。 6 学級会長は、学級会長会を組織し、会長の諮問に応じて本会事業の企画運営にあたりると共に、学級PTAの運営にあたる。 7 学年役員は、役員会を組織し、学年共通の問題について研究協議し、学年役員会の運営にあたる。 8 幹事は、会長の命により、会計その他の事務を処理する。 9 顧問及び参与は、会長の諮問に応え、また意見を述べる。
集会	
第13条	本会として定められた集会は、次の通りとする。 1 総会は、毎年4月に定期総会を開く。また必要に応じ臨時総会を開くことができる。 2 常任委員会、各役員会、学級会長会、学年役員会、学級役員会は必要に応じて随時開く。
総会	
第14条	総会は、会長が招集し、次のことを行う。 1 役員の承認に関すること。 2 本会事業の承認に関すること。 3 決算の承認に関すること。 4 予算の承認に関すること。 5 会則の変更。 6 その他重要事項。

(仮称)北部小学校	
常任委員会	
第15条	常任委員会は、会長が招集し次のことを行う。 1 会則の変更審議 2 会長、副会長、監事、幹事、顧問、参与の役員の承認 3 本会事業及び予算の審議 4 決算の議決 5 その他会務全般について会長の諮問に応え、評議決定
委員会	
第16条	委員会は、委員長が招集し次のことを行う。 1 委員会の活動の企画 2 総会及び常任委員会で決定された事業の推進 3 その他会長から委嘱された事業の推進。
学級会長会	
第17条	学級会長会は、学級会長会会長が招集し、企画運営にあたる。
学年役員会及び学級役員会	
第18条	学年会長及び学級会長が招集し、企画運営にあたる。

(仮称)北部小学校	
選考会	
第19条	1 選考会は、正副会長、該当の学年会長が、学年PTA総会を招集する。 2 役員選考については、第19条付則に従い、各ブロックで選出する。
経費	
第20条	本会の経費は、会費及び寄附金その他を以てこれに充てる。
会計年度	
第21条	本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(仮称)北部小学校
PTA慶弔規定
1 会員に不幸があった場合は、次の通り弔意を表す。 (1)児童の両親のうちいずれか死去の場合(両親のいない場合には事実上の保護者)には、香料5,000円を呈し、会長と学校長が代表して弔問する。(学級PTAは、本会に準ずる) (2)児童死去の場合は、上に準ずる。 (3)学校職員死去の場合は、5,000円を呈し、会長が弔問する。但し、学級の担任職員の場合には、学級会長も同行する。
2 学校職員及び児童が長期(三週間以上)にわたる病欠の場合は、見舞金2000円を呈する。
3 学校職員及び児童が不慮の災害にあい、見舞いや弔問が必要と認められる場合には、正副会長及び学校側常任委員の協議によって善処する。
4 学校職員が結婚の場合は、祝電を呈して祝意を表す。
5 庁務員に慶弔災害があった場合は、学校職員に準ずる。
6 学校職員の転退職に際しては、次の基準によって記念品を贈る。 (1)基本金額1,000円とし、在校年数1年につき500円の割合で加算する。
7 庁務員の転退職の場合は、学校職員に準じて会長が善処する。
8 本規定以外で慶弔の必要が生じた場合は、正副会長及び常任委員の協議によって処理する。
9 前記各項の処理をなした場合は、常任委員会に報告する。
10 会員は、本PTAから受けた慶弔には、返礼を一切しないものとする。

(仮称)北部小学校
第19条付則
1 役員選出に関する申し合わせ事項 (1)人権同和教育委員長は、6年生の委員より選出する。 副委員長は、5年生の委員より選出する。 (2)広報委員長は、4年生の委員より選出する。副委員長は、3年生の委員より選出する。 (3)環境委員長は、2年生の委員より選出する。副委員長は、1年生の委員より選出する。 (4)校外指導委員長には、竹原(荒川、新田)、四ヶ郷、長元坊、竹原(上手下)、金井、新井、若宮の順に選任される。副委員長には、四ヶ郷、長元坊、竹原(上手、下)、金井、新井、若宮、竹原(荒川、新田)の順に選任される。(平成3年度より実行する。) (5)学級会長会会長には、新5年の会長を選出する。学級会長会副会長には、新3年の会長より選出する。

一 平岡小学校PTA

1 平岡小学校PTA会則

第1章 総則

- 第1条（名称） 本会は、平岡小学校PTAと称する。
- 第2条（事務局） 本会は、事務局を平岡小学校内におく。
- 第3条（目的） 本会は、保護者と学校職員とが相協力して、児童の福利増進と教育の発展向上を図ることを以て目的とする。
- 第4条（事業） 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 小学校教育の理解と推進に関すること
 - 2 家庭生活、社会生活の向上に関すること
 - 3 会員相互の連携及び親睦に関すること
 - 4 学校環境の充実及び保全に関すること
 - 5 児童の教育上必要な世論の喚起並びに関係方面への折衝
 - 6 その他必要と認めた事業
- 第5条（性格） 本会は、非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会本来の目的を達成する以外の活動はしない。

第2章 組織

- 第6条（会員） 本会の会員は、平岡小学校に在籍する児童の保護者及び平岡小学校に在籍する教職員、その他本会の趣旨に賛同し入会した者を以て組織する。
- 第7条（学級、地区PTA） 本会は、各学級毎に学級PTAを、各地区ごとに地区PTAをおく。学級PTA及び地区PTAの規約は、本会則に準ずる。
- 第8条（委員会） 本会は、第4条の事業を行うため、次の専門委員会並びに学級会長会をおき、本会の事業を分掌する。
- 1 人権同和教育委員会
人権同和教育並びに特殊教育に関する学習を深め、差別をなくすための事業を行う。
 - 2 広報委員会
学校教育の理解や会員相互の連携を深めるための広報事業を行う。
 - 3 環境委員会
学校の施設や環境の整備に関する事業を行う。
 - 4 校外指導委員会
児童の校外生活の向上や地区別子供会の育成に関する事業を行う。
 - 5 学級会長会
PTA活動に関する企画運営を行うと共に、事業の円滑化を図る。

第3章 役職員

- 第9条（役職員） 本会は、次の役職員をおく。
- 1 会 長 1名
 - 2 副会長 2名
 - 3 監 事 2名
 - 4 常任委員 各専門部正副委員長、各学級会長、学校代表として教頭他若干名
 - 5 委員長 委員長 4名、副委員長 4名
 - 6 委 員 各学級 3名、計36名、各支部 15名
 - 7 学年会長 学年会長 6名、副学年会長 6名
 - 8 学級会長 学級会長 12名、副学級会長 12名
 - 9 幹 事 3名
 - 10 顧 問 若干名（前PTA正副会長ほか）
 - 11 参 与 1名（学校長）
- 第10条（選出） 役職員の選出は、次の通りとする。
- 1 会長は前年度の副会長より選出するものとし、会長候補副会長は前年度4学年の会員より、もう一名の副会長は、前年度5学年の会員より選出する。監事は前年度の環境委員長と広報委員長とし、常任委員会の承認を得る。

- 2 常任委員
(1) 各学級会長は、各学級において選出する。
(2) 専門委員会の正副委員長は、各委員会において選出する。
(3) 学校側委員は、学校職員より選出する。
 - 3 人権同和教育、広報、環境委員会の委員は、各学級毎に選出する。校外指導委員会の委員は、各支部毎に選出する。
 - 4 顧問、参与は、会長が常任委員会に諮ってこれを委嘱する。
役職員の任期は、1か年とする。但し、再任を妨げない。補欠者に任期は、前任者の残任期間とする。
- 第11条（任期）
- 第12条（任務） 役職員の主たる任務は、次の通りとする。
- 1 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
 - 3 監事は、会計事務を監査する。
 - 4 常任委員は、常任委員会を組織し、総会に代わる議決機関として、本会事業全般につき評議決定する。
 - 5 委員長は、委員と共に各委員会を組織し、各委員会の事業を企画し推進する。
 - 6 学級会長は、学級会長会を組織し、会長の諮問に応じて本会事業の企画運営にあたりと共に、学級PTAの運営にあたる。
 - 7 学年役員は、役員会を組織し、学年共通の問題について研究協議し、学年役員会の運営にあたる。
 - 8 幹事は、会長の命により、会計その他の事務を処理する。
 - 9 顧問及び参与は、会長の諮問に応え、また意見を述べる。

第4章 会議

- 第13条（集会） 本会として定められた集会は、次の通りとする。
- 1 総会は、毎年4月に定期総会を開く。また必要に応じ臨時総会を開くことができる。
 - 2 常任委員会、各役員会、学級会長会、学年役員会、学級役員会は必要に応じて随時開く。
- 第14条（総会） 総会は、会長が招集し、次のことを行う。
- 1 役員の承認に関すること。
 - 2 本会事業の承認に関すること。
 - 3 決算の承認に関すること。
 - 4 予算の承認に関すること。
 - 5 会則の変更。
 - 6 その他重要事項。
- 第15条（常任委員会） 常任委員会は、会長が招集し次のことを行う。
- 1 会則の変更審議。
 - 2 会長、副会長、監事、幹事、顧問、参与の役員の承認。
 - 3 本会事業及び予算の審議。
 - 4 決算の議決。
 - 5 その他会務全般について会長の諮問に応え、評議決定。
- 第16条（委員会） 委員会は、委員長が招集し次のことを行う。
- 1 委員会の活動の企画。
 - 2 総会及び常任委員会で決定された事業の推進。
 - 3 その他会長から委嘱された事業の推進。
- 第17条（学級会長会） 学級会長会は、学級会長会会長が招集し、企画運営にあたる。
- 第18条（学年役員会及び学級役員会） 学年会長及び学級会長が招集し、企画運営にあたる。

第19条（選考会）

- 1 選考会は、正副会長、該当の学年会長が、学年PTA総会を招集する。
- 2 役員選考については、第19条付則に従い、各ブロックで選出する。

第5章 経理

- 第20条（経費） 本会の経費は、会費及び寄附金その他を以てこれに充てる。
- 第21条（会計年度） 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

本会則は、昭和41年2月22日より実行する。

- 昭和50年 4月12日 一部改正
- 昭和51年 4月16日 一部改正
- 平成 2年12月 8日 一部改正
- 平成 4年 4月18日 一部改正
- 平成 7年 3月 2日 一部改正
- 平成12年 4月15日 一部改正
- 平成13年 4月21日 一部改正
- 平成15年 4月25日 一部改正
- 平成17年 3月22日 一部改正
- 平成20年 3月21日 一部改正
- 平成21年 4月24日 一部改正
- 平成22年 4月24日 一部改正

P T A 慶弔規定

- 1 会員に不幸があった場合は、次の通り弔意を表す。
 - (1) 児童の両親のうちいずれか死去の場合（両親のいない場合には事実上の保護者）には、香料5000円を呈し、会長と学校長が代表して弔問する。（学級P T Aは、本会に準ずる）
 - (2) 児童死去の場合は、上に準ずる。
 - (3) 学校職員死去の場合は、5000円を呈し、会長が弔問する。但し、学級の担任職員の場合には、学級会長も同行する。
- 2 学校職員及び児童が長期（三週間以上）にわたる病欠の場合は、見舞金2000円を呈する。
- 3 学校職員及び児童が不慮の災害にあい、見舞いや弔問が必要と認められる場合には、正副会長及び学校側常任委員の協議によって善処する。
- 4 学校職員が結婚の場合は、祝電を呈して祝意を表する。
- 5 庁務員に慶弔災害があった場合は、学校職員に準ずる。
- 6 学校職員の転退職に際しては、次の基準によって記念品を贈る。
 - (1) 基本金額1000円とし、在校年数1年につき500円の割合で加算する。
- 7 庁務員の転退職の場合は、学校職員に準じて会長が善処する。
- 8 本規定以外で慶弔の必要が生じた場合は、正副会長及び常任委員の協議によって処理する。
- 9 前記各項の処理をなした場合は、常任委員会に報告する。
- 10 会員は、本P T Aから受けた慶弔には、返礼を一切しないものとする。

付則

- (1) 本規定に必要な費用は、原則としてP T A会計から支出するものとする。
- (2) 本規定の変更は、常任委員会の議決を経るものとする。
- (3) 本規定は、昭和41年1月1日から実行する。

- 昭和50年 5月28日 一部改正
- 昭和53年 4月14日 一部改正
- 昭和62年 4月24日 一部改正
- 平成 2年 4月28日 一部改正
- 平成 2年12月 8日 一部改正
- 平成 4年 4月18日 一部改正
- 平成 5年 4月 9日 一部改正
- 平27年 4月 10日 一部改正

第 1 9 条 付 則

1 役員選出に関する申し合わせ事項

- (1) 人権同和教育委員長は、6年生の委員より選出する。副委員長は、5年生の委員より選出する。
- (2) 広報委員長は、4年生の委員より選出する。副委員長は、3年生の委員より選出する。
- (3) 環境委員長は、2年生の委員より選出する。副委員長は、1年生の委員より選出する。
- (4) 校外指導委員長には、竹原（荒川、新田）、四ヶ郷、長元坊、竹原（上手下）、金井、新井、若宮の順に選任される。副委員長には、四ヶ郷、長元坊、竹原（上手、下）、金井、新井、若宮、竹原（荒川、新田）の順に選任される。（平成3年度より実行する。）
- (5) 学級会長会会長には、新5年の会長を選出する。学級会長会副会長には、新3年の会長より選出する。

（平成9年度より実行する）

〈正副委員長選出の予定〉 H 2 8 年度

学 年	東 組	西 組
1 年	■学年会長（入学式挨拶）	○環境副委員長
2 年	◎環境委員長	■学年会長
3 年	○学級会長会副会長	■学年会長 ○広報副委員長
4 年	■学年会長	◎広報委員長
5 年	■学年会長○人権同和教育副委員長	◎学級会長会会長
6 年	◎人権同和教育委員長	■学年会長（卒業式挨拶）

H 2 9 年度から東と西を交互に入れ替えて選出する。

学 年	東 組	西 組
1 年	○環境副委員長	■学年会長（入学式挨拶）
2 年	■学年会長	◎環境委員長
3 年	■学年会長 ○広報副委員長	○学級会長会副会長
4 年	◎広報委員長	■学年会長
5 年	◎学級会長会会長	■学年会長 ○人権同和教育副委員長
6 年	■学年会長（卒業式挨拶）	◎人権同和教育委員長

長丘小学校P T A会則

第1章 名 称

第1条 本会は長丘小学校P T Aと称する。事務局を長丘小学校におく。

第2章 目 的

第2条 本会は学校と家庭との連絡を密にし相協力して、児童の福祉増進と教育向上を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1 児童の福祉増進と訓育徹底に関する事業
- 2 新しい民主教育の理解と進展に関する事業
- 3 学校の施設、教育環境の整備に対する計画と助成
- 4 教育上必要な世論の喚起と関係方面との折衝
- 5 その他必要と認めた事業

第4章 方 針

第4条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第5条 本会は学校と学校管理とに協力する自主的団体であって、直接に教育行政や学校経営方針に干渉しない。

第5章 会 員

第6条 本会の会員は長丘小学校に在籍する児童の保護者及び在籍する教職員とする。

第6章 会 計

第7条 本会の経費は会員の負担とする会費、寄付金並びに事業収入その他をもって充てる。

第8条 本会の経費は第3章の事業を行うために使用する。

第9条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 部 会

第10条 本会に下記の部をおき、各部の互選により正副部長を決める。

- 1 総務部(3名)
- 2 指導部(11名)
- 3 学年部 (12名)

第10条の2 学年部は正副会長をもって構成し、学年部には父親母親委員会並びに人権教育委員会を設置する。

第11条 本会は各地区に支部をおき、学校には学級P T Aを設け、会長・副会長・及び連絡員をおく。

その規約は本会則に準じる。

第8章 役 員

第12条 本会に次の役員を置く。但し、副会長一名は学校長とする。

会長1名 副会長3名 支部長・評議員若干名 監事・幹事若干名

第13条 本会に顧問若干名を置くことができる。

第9章 役員の選出

第14条 本会の会長・副会長・総務部長・指導部長・監事は、各該当学年において選出し、評議員会の承認を受け、総会で報告する。

第15条 支部長はその地区において選出する。但し、評議員中より互選するものとする。

第16条 学級P T Aの会長及び連絡員の選出は、各学年単位に行う。

第17条 本会の評議員は地区より選出されたものと、各学級で選出された役員及び学校職員をもって構成する。
学級評議員(各学級会長・副会長)12名、学校職員全員とする。

第18条 部長は評議員中より選出し、部員は評議員を以て構成する。幹事は会長がこれを委嘱する。

第19条 顧問は次年度の会長が評議員会にはかつて、前会長・前副会長(女性)及びその他適任者推薦する。

第20条 役員の任期は1ヵ年とし、4月1日より翌年3月31日迄とする。但し再任は妨げない。

第10章 役員の任務

第21条 会長は会務を総括し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。

第22条 評議員会は本会の業務全般について協議決定する。

第23条 監事は会計事務を監査し、これを定期総会に報告する。

第24条 幹事は会長の命により、事務を処理する。

第25条 支部長会・部長会は、評議員会で評議決定された事項を執行する。

第26条 部員は、部長の指示により、その運営にあたる。

第27条 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を開陳し本会に協力する。

第28条 各部は本会事業のほか下記事項について、その企画運営にあたる。

1 総務部 本会事業の円滑化をはかるための庶務会計等の事業並びに地区子ども会の育成に関する事業を行う。

2 指導部 児童の校外生活の向上並びに育成会に関する事業を行う。

3 学年部 会員相互の連携を深めるための文化的諸事業、学校の施設や環境の整備に関する事業、学校行事等への協力、並びに下記の委員会の事業運営にあたる。

① 父親母親委員会 会員の研修を高めるための事業を行う。

② 人権教育委員会 人権教育に関する学習を深め差別をなくすための事業を行う。

第29条 本会に人権教育委員会を設置し、P T A人権教育の推進にあたる。

第11章 細 則

第30条 本会は毎年4月に定期総会を開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

総会において各役員の報告及び承認、予算の議決及び決算の承認をする。

第31条 前条は必要に応じ各部ごとに行う事もできる。

第32条 評議員会・支部長会・部長会は必要に応じ随時開かれる。

第33条 総務部会には必要に応じて部長が加わる。

第34条 本会の会則の変更は評議員会の出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第35条 その他必要事項は協議の上決める。

【 附 則 】

1 本会則は昭和38年4月1日より実施する。

2 本会則の一部を、平成 4年11月24日に改正する。

3 本会則の一部を、平成 9年 4月17日に改正する。

4 本会則の一部を、平成10年 4月18日に改正する。

5 本会則の一部を、平成14年12月12日に改正する。

6 本会則の一部を、平成17年 3月 3日に改正する。

7 本会則の一部を、平成19年 3月 1日に改正する。

8 本会則の一部を、平成20年 2月29日に改正する。

9 本会則の一部を、平成24年 3月 2日に改正する。

10 本会則の一部を、平成27年 2月27日に改正する。

11 本会則の一部を、平成28年 2月26日に改正する。

長丘小学校PTA 申し合わせによる慣例

1 各部並びに役員制定に関する申し合わせ事項

- (1) 父親母親委員は学年会長がこの任にあたり、委員長は本会副会長(女性)がこれにあたる。副委員長は6年、5年学年会長があたる。
- (2) 人権教育委員は学年副会長がこの任にあたり、委員長は本会副会長(男性)があたる。副委員長は6学年副会長があたる。
- (3) 学級評議員は、学年部の他各部を兼務する。
- (4) 学年部の部長は、6学年会長がこれにあたり、副部長は5学年会長があたる。
- (5) 各部正副部長は、地区評議員から選出する。
- (6) 監事は、3学年、4学年会長があたる。

2 PTA慶弔規定

- (1) 会員に不幸があった場合、次のとおり弔意を表す。
 - ① 児童の保護者死亡の場合は、弔慰金五千円を呈し、会長、担任が同行して弔意を表す。
 - ② 児童死亡の場合は、弔慰金一万円を呈し、会長、学年会長、校長、担任、学級児童が同行して弔意を表す。
 - ③ 児童が病気(法定伝染病を除く)、けがで15日以上入院療養の場合、三千円を呈し学年会長、担任が同行して見舞いする。
 - ④ 会員が災害にあい、見舞いや慰問が必要と認められた場合は、総務部会の協議によって善処する。
 - ⑤ 学校職員死亡の場合は、総務部会の協議による。
- (2) 学校職員が転退職の場合は、次の基準により記念品を送る。
 - ① 在職1年または一年未満のときは二千円とする。
 - ② 在職1年をこえるときは、1年毎に一千円を加える。但し、限度額を5千円とする。
- (3) 学校職員が結婚の場合、祝儀五千円を呈し、祝意を表す。
- (4) 学校職員及び配偶者、両親が死亡の場合、次のとおり弔意を表す。
 - ① 配偶者、両親死亡の場合は、弔慰金三千円を呈し、弔意を表す。
- (5) 会のため特別な貢献をした会員に対して、感謝状(記念品)を贈呈し、その功績を表彰することができる。
- (6) 前項の費用はPTA予算より支出する。
- (7) 附則
 - ① 本規定は昭和60年4月1日より実施する。
 - ② 本規定の一部を平成12年4月21日に改正する。
 - ③ 本規定の一部を平成14年12月12日に改正する。

《 中野市立科野小学校 P T A会則 》

第1章 名称

第1条 この会は科野小学校PTAと言い、事務局を科野小学校におく。

第2章 目的

第2条 この会は、会員相互の教養を高め、教育の振興と児童の健全な育成を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1 会員の教養向上に関する事項。
- 2 児童の校外生活の指導に関する事項。
- 3 児童の保健厚生に関する事項。
- 4 教育環境の整備拡張に関する事項。
- 5 その他必要と認められる事項。

第3章 方針

第4条 この会は、目的を達成するために民間団体として活動する。

第4章 組織

第5条 この会は、科野小学校に在籍する児童の保護者と教職員並びにこの会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。この会に顧問をおくことができる。

第6条 この会に支部PTA、学年PTAをおく。

第7条 この会の目的及び事業を達成するために、以下の専門部をおく。

- 1 教養部
- 2 厚生部
- 3 人権教育部
- 4 校外生活部

第5章 役員

第8条 この会に下記の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 参与(学校長があたる)
- 4 理事若干名(支部長 3名、学年会長 6名、学校 1名)
- 5 評議員定数はPTA会則施行細則第1条に別に定める。
- 6 会計監査員 2名
- 7 幹事若干名(内 1名は教頭)

第9条 役員の選出は、次の通りとする。

- 1 会長・副会長他役員は、旧年度の評議員会において選出し、承認を得る。
- 2 理事は、支部長・学年会長・学校代表をもってこれをあてる。
- 3 評議員は、支部選出・学年選出・学校職員をもってこれにあてる。
- 4 会計監査員は、評議員会において選出する。
- 5 幹事は、会長がこれを委嘱する。

第10条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、会長の招集によりその諮問に答え、各専門部の事業の推進にあたる。
- 4 評議員は、評議員会を組織する。評議員会は、総会につぐ議決機関で事業及び予算案、決算案を評議する。
- 5 会計監査員は、会計監査を行い、評議員会、総会に報告する。
- 6 幹事は、庶務・会計全般及び記録簿の処理を行なう。

第11条 役員の任期は一年とする。但し、重任を妨げない。

第6章 会議

第12条 この会は次の会議をもつ。

- 1 総会 毎年4月に定期総会を開く。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
 - ・ 予算、決算の承認
 - ・ 会則の変更
 - ・ その他、必要な事項の承認
- 2 評議員会
 - ・ 会長、副会長、他役員の選出と承認
 - ・ 各種議案の審議
 - ・ 理事会の緊急処理事項の承認
- 3 理事会
 - ・ 予算案の作成
 - ・ 年間事業計画の作成
 - ・ 各専門部事業計画の審議
 - ・ 緊急処理事項の処理

第7章 会計

第13条 この会の会計は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第14条 この会の会費は、総会の承認を得て決めるものとする。

第15条 この会の会計は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

附則

- 一 本会則施行に必要な細則及び規定は、評議員会において別に定める。
- 二 本会則は、昭和41年4月16日より施行する。
- 三 本会則は、昭和63年4月19日一部改正。
- 四 本会則は、平成3年4月20日一部改正。
- 五 本会則は、平成6年4月23日一部改正。
- 六 本会則は、平成9年4月25日一部改正。
- 七 本会則は、平成11年10月28日に一部改正。
- 八 本会則は、平成15年4月25日に一部改正。
- 九 本会則は、平成17年4月22日に一部改正。

科野小学校PTA会則施行細則

第1条 支部PTA及び学年PTA

- 1 赤岩、越、深沢の3支部は支部長(理事)と評議員を選出する。(評議員:赤岩 5名、越 3名、深沢 2名)
- 2 各学年は役員 3名を選出し、互選により学年会長 1名は理事となり、他の2名は評議員とする。

第2条 科野小学校PTA慶弔規定

会員相互の慶弔の意を表すため、次のような慶弔規程を定める。

- 1 学校職員に転退職あるときは、送別会を開き記念品を贈呈する。
- 2 会員に慶弔のあったときは、次の規定により意を表す。
 - (1) 学校職員で結婚したものがあつたときは、祝電をおくる。
 - (2) 会員で特別の災害があつたときは、見舞金をおくる。
 - (3) 会員で死亡者のあつたときは、香典をおくる。
 - (4) 会員の子女(小学校在学生)死亡のときは、香典をおくる。
- 3 慶弔費は、正副会長により定めることができる。
- 4 会費はPTA会費でまかなう。

附則

- 一 本規定は、昭和44年4月5日より施行する。
- 二 本規定は、平成11年10月28日に一部改正。

1 倭小学校 P T A 会則

第一章 名称・会員

第 1 条 本会は、倭小学校 P T A と称し、事務局を同学校内に置く。

第 2 条 本会は、本校児童の保護者及び本校教職員を正会員とし、本会の趣旨に賛同する者を準会員とする。

第二章 目的・活動

第 3 条 本会は、家庭と学校の連絡を密にすると共に、本校児童の健全育成と教育の伸展をはかり、会員相互の教養を深めることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 地域との連携を深め、社会教育の充実をはかる。
- 2 民主教育が正しく推進できるよう、会員相互の教養を高める。
- 3 児童の保健厚生 of 充実をはかる。
- 4 教育環境の整備と充実をはかる。
- 5 学校・家庭並びに育成会との緊密な連絡をはかり、児童の校外生活指導及び健全育成をはかる。
- 6 その他、目的達成に必要と認めた事項の推進をはかる。

第三章 役員

第 5 条 本会には、次の役員をおく。

会長 1 名 副会長 2 名 顧問 若干名 庶務会計 2 名
理事 若干名 監事 2 名

第 6 条 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。但し、補欠者は前任者の任期を引き継ぐ。

第 7 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表して一切の会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時は会務を代行する。
- 3 顧問は、会長に助言を与える。
- 4 庶務会計は、庶務及び会計事務にあたる。
- 5 監事は、会計事務を監査し、総会に報告する。

第 8 条 役員の選出は以下のとおりとし、総会の承認を受ける。

- 1 会長・副会長は、理事会において選出する。
- 2 顧問（若干名）は、会長が理事会にはかって委嘱する。但し学校長は顧問となる。
- 3 庶務会計（2 名）は、会長が理事会の承認を求める。但し、学校の教頭・事務職員は庶務会計となる。
- 4 理事は、学年 P T A 会長・支部 P T A 支部長・各部の部長・教務主任があたる。
- 5 監事（2 名）は、会長が委嘱する。

第四章 組織

第 9 条 本会は、その事業を遂行するため次の組織を持つ。

1 総会 2 理事会 3 専門部 4 学年会長会
5 学年 P T A 6 支部 P T A

第五章 総会

第 10 条 総会は正会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会をもつ。

- 1 定期総会は毎年、年度当初に開催する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めた時、或いは正会員の 5 分の 1 以上の要求があつた場合に開催する。

第 11 条 総会は、次の事項を協議決定する。

- 1 会長、副会長並びに監事他役員の承認
- 2 予算並びに決算の承認
- 3 事業報告並びに事業計画の承認
- 4 会則の変更
- 5 その他必要と認めた事項

第 12 条 総会の議事は出席者の過半数で決める。但し、会則の変更については、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

第 13 条 総会の議長は、総会に出席した会員の中から選出する。

第六章 理事会

第 14 条 理事会は、会長・副会長・顧問・理事をもって構成する。

第15条 理事会は、会長がこれを召集し、次の事項を協議し執行する。

- 1 本会の企画・運営に関する事項
- 2 予算・決算に関する事項
- 3 会長の諮問に関する事項
- 4 その他必要と思われる事項

第七章 専門部

第16条 本会には、次の専門部をおき、以下の事業を行う。

- 1 施設教養部 教養に関する諸事業、PTA新聞の発行
人権同和教育の推進に関わる事項
教育環境の整備充実に関わる事項
- 2 厚生部 保健・精神衛生・給食その他児童の厚生に関する事項
- 3 校外生活指導部 校外生活指導に関わる事項
青少年健全育成に関わる事項の協力と推進

第17条 各専門部は、学年または支部から選出した専門部員と会長が委嘱した正副部長で構成する。

- 1 各専門部員は、各学年PTAで選出し、会長が委嘱する。但し、校外生活指導部員は各支部PTAで選出し、会長が委嘱する。
- 2 各専門部・校外生活指導部正副部長（各1名ずつ）は部員より選出し、会長が委嘱する。

- 3 副支部長は、専門部役員に選出しない。

第18条 専門部会は、部長が召集し、総会で承認された事業を執行する。

第八章 学年会長会

第19条 本会には、学年会長会をおき、以下の事業を行う。

- 1 各学年の情報交換をし、連絡連携をはかる。
- 2 講演会等児童の健全育成をはかる。

第20条 学年会長会は、各学年の会長で構成する。正副会長は、会長が委嘱する。

第21条 学年会長会は、会長会の会長が召集し、総会で承認された事業を執行する。

第九章 学年PTA・支部PTA

第22条 学年PTAは、各学年毎に組織し、学年会長1名・各専門部員若干名を選出する。

第23条 支部PTAは、各支部毎に組織し、支部長1名・副支部長1名・連絡員若干名を選出する。但し、副支部長・連絡員は、支部の実状によっては置かないこともできる。

第24条 学年PTA・支部PTAの活動等については、内規に定める。

第十章 会計

第25条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。会費は、毎年定期総会においてこれを決定する。

第26条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌3月31日までとし、監査は毎年1回3月に行う。

第十一章 慶弔規定

第27条 本会は、別に慶弔規定を設け、この会の目的達成の一助とする。

第十二章 附則

第28条 1 本会則は、平成10年4月25日より施行する。

2 本会則は、平成16年度より一部変更したものである。

3 本会則は、平成23年4月28日に一部変更し、平成24年度から施行する。

高社中学校PTA会則

- 第一章 名称および事務所
- 第一条 本会は商社中学校PTAと称する。本会の事務所は、商社中学校内におく。

- 第二章 目的
- 第二条 本会は保護者と教師との連絡を密にし、相協力して

- ### 第三章 事業

- 第三條
本會は第一條の目的を達成するために左の各項に關する事業を實行す。
- 一、生徒の品性動作を師資の模範によつて養成すること。
 - 二、家庭生活、社会生活の向上に役立つこと。
 - 三、学校の施設、校外環境の整備に對する協力と助成。
 - 四、民主教育の推進に必要なる世論の喚起と関係方面との折衝。
- 五、その他本會の目的を達成するに必要なること。

- 第四章 方針
- 本任学校は、おひき監督者と協力する団体であつて、直接行政や学校経営に干渉しない。まづ、非營利の、非費利の、非政黨的な団体であつて、本任本来の目的を達する以外の活動はしない。
- 第五章 会 員
- 本任は、商社学校に在籍する生徒の保護者（または、これに代わる者、学校長および本会の趣旨に賛同し、入会したる者）をもつて会員とする。

- 第六章 役職員
- 第六條 本会左の役員および職員をおく。
- | | |
|------|--------------|
| 会長 | 一名 |
| 副会長 | 四名（二名は女性） |
| 参事 | 一名（会社中学校長） |
| 常任委員 | 若十名（中学校側若十名） |
| 評議員 | 若十名 |
| 幹事 | 二名 |
| 書記 | 一名 |
| 監事 | 三名（中学校側一名） |
| 顧問 | 若十名 |
- 役職員の進出は左の如とする。

- [illegible]

- 高社中学校クラブ活動
- ◇第一章 名称および事務所
- 第一条 ○本会は、高社中学校クラブ活動後援会とし、事務所を高社中学校内に置く。

高社中学校クラブ活動後援△△△則

- 第一條 ○本会は、商社中学クラブ活動後援会を称し、事務所を商社中学校内に置く。
 第二章 目的および事業
 第二條 ○本会は、商社中学校内外クラブ活動が、活発に活動できるよう援助することを目的とする。
 第三條 ○本会は、前条の目的を達成するために次の事業をなす。
 一、各種大会への派遣援助
 二、クラブ活動奨励のための援助
 三、その他 本会の目的達成に必要な事項

- ◇第二章 会 員
- 第四条 ○会員は、本会の趣旨に賛同し、入会したものとす。
- 一、正会員 本校PTA会員
- 一、賛助会員 本校PTA会員以外のもの

- 第五條 ○本会に次の役職を置く、

- 第六條
- | | |
|--------|-----|
| ○會 長 | 一 名 |
| ○副 會 長 | 五 名 |
| ○參 與 | 一 名 |
| ○常任委員 | 若十名 |
| ○評議員 | 若十名 |
| ○監 事 | 三 名 |
| ○顧問 | 若十名 |
| ○幹 事 | 若十名 |
| ○書 記 | 二 名 |
- 役職の任期は、次のとおりとする。

- 会長 会務を総理し、本会を代表する。
 ○副会長 会長を輔佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
 ○参 与 本会のすべての企画・運営に参画する。
 ○常任委員 常任委員会を構成する。
 ○評議員 評議員会を構成する。
 ○監 事 会計財務を監査し、定例総会に報告する。
 ○顧問 会務の顧問に充てる。
 ○幹 事 本会の事務を司る。
 ○書記 本会の事務に従事する。

- 第八條 役職員の任務は次の通りとする。

- 第九條
- 會長 會務を統制し、会長を代する。
副會長 会長を輔佐し、会長が不在あるときはこれに代する。
- 参事 本会のすべての運轉に参画する。
常任役員 常任役員會を組織し、また専門部職員となる。
評議員 評議員會を構成する。
- 幹事 總会・評議員會・常任役員會の議事の記録。
本会の庶務及び會計にあたる。
- 書記 本会の事務にあたる。
監事 會計事務を監督し、定期總會に報告する。
顧問 会長の顧問となる。
- 役員員の任期は一カ年とする。但し再任を妨げない。
補充員の任期は前任者の任期間とする。

- 第七 章 部 会
- 第十 条 本会には次の専門部会をおき、その委員には各専攻員があつた。
- 総務部 分掌事項は次の通りとする。
- 農務部 校外生活に關する事項を担当する。
- 施設部 学校施設、健康衛生に關する事項を担当する。
- 社会部 校外生活と支部社会の指導育成に關する事項を担当する。
- 教養部 文化・教育に關する事項を担当する。
- 人権教育部 人権教育に關する事項を担当する。
- 各専門部会には部長一名、副部長一名、参事一名を含む部員若くは構成する。
- 但し、幹事は参事をかねることができ、
- 参事は各専門部の事務にあつた。
- 本会はその目的達成に資するため、各学年に学年PTA、各支部に支部PTAをおく。その規約は別定める。

- 第八章 会 議
- 第十三条 本会は毎年度或はに定期総会を開き、必要に臨時總會を開くことが出来る。
- 第十四条 總會は開くことが出来る。
- 第十五条 總會は開く最高議決機關で次の事項を行う。
- 一 役職員の報告
- 一 予算の議決、決算の承認
- 一 会務の報告
- 一 会務の審査
- 第十六条 常任役員は、評議員会は、会長の招集により開會開くことができる。
- 第十七条 常任役員は本会運営のために企画立案し、總會および評議員会の決議事項を執る。
- 第十八条 評議員は總會に次ぐ議決機関で、緊急の場合には總會に代つてゐる。

- 第十九章 會計
- 第十八条 本会の経費は、会員の負担する会費・寄付金および事業収支による。
- 第十九条 会費は常務委員会で決定し、総会の承認を得る。
- 第二十條 本会の成立年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
- 付 則
- ・本会則は昭和四十九年五月十九日より施行する。
- ・本会則は昭和五十四年四月一日一部改正し同日より施行する。
- ・本会則は昭和五十四年四月二十六日一部改正し同日より施行する。
- ・本会則は平成四年四月三十日一部改正し同日より施行する。
- ・本会則は平成十七年四月二十八日一部改正し同日より施行する。

- 第七條
- 候補員の選出は、次のとおりとする。
- 会長・副会長は、常任委員会で選出する。
- 参事・常任委員・候補員・監事は、本校PTA 該当役員が兼ねる。
- 顧問は、校区内各地区区長会長および各地区青少年健全育成会長、その他若干名を、常任委員会 の推薦により、会長は依頼する。
- 幹事・書記は、会長は依頼する。
- 候補員の任期は、一カ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第八條

- 第五卷 議議
 第九條 ○本会は、年度初めに臨時総会を開き、必經に本店に、臨時総会を開くことができる。
 第十條 ○総会は、本会の最高議決機關で、正社員をもつて構成し、次の事項をとり、
 一、役職員の報告
 一、会務の報告
 一、予算の議決、決算の承認
 一、会則の變更
 ○常務委員会・評議員会は、会長の召集により隨時開くことができる。

- 第十二条 ○常任委員会は、本会堂の企画・立案にあたり、総会および評議員会の議決事項を執行する。
- 第十三条 ○評議員会は、総会に次ぐ議決機関で、緊急の場合、総会に代わることができる。
- ◇第十八章 会 計
- 第十四条 ○本会の経費は、次のものとする。
- 一、会費
- 一、その他の収入
- 第十五条 ○本会の会計に、特別積立金をおくことができる。
- 第十六条 ○本会の会計年度は、四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

- ◇付 則
- 本会則は、昭和五十二年七月四日から施行する。

高社中学校PTA慶弔内規

- 一、PTA会員並びにその関係者に対する「高社中学校PTA慶弔内規」を次のように定める
- (二) 死亡の場合

- 結婚したる者、次にその手書きを添へる
生徒・学校職員
生徒の両親、または法的な保護者
学校職員の二親等の同居者、P.T.A・クラブ活動移接会正副会長の一親等の同居者、代議員
○次の場合には、前記のほか手帳を添へる。
学校職員の二親等の同居者、P.T.A・クラブ活動移接会の役員、P.T.A・クラブ活動移接会の役員
の一親等の同居者
(二) 学校職員結婚の場合
(三) 同一家庭に、又または同一家庭に、

- （三）千円を記念品として贈呈し、労をねぎらう。
- （四）災害、最前線状況、必要を認めた場合は、会長・校長の合議により前項とする。
- 二、前記基準によることのない場合、または特別の事態の生じた時は、会長・校長が関係者の協議により前項とする。
- 三、本内規に必要な経費は、PTA会費より出資する。
- 四、本内規遵守に必要な費用は、雑費及び補助費より支出する。
- 五、謝金費の取次費は、PTA会費の決算の中で行う。
- 六、本内規は、PTA総務会において作成し、常任委員会の承認を経て決定、または発議することができ、
- 七、本内規は、昭和五十九年四月一日より施行する。（※各学年PTAも本内規に準ずる。）
- 八、本会期は平成十八年四月十五日一部正し同日より施行する。

- 支度部 P T A 規約
- 第一条 目的
- 支度における候補者の連絡を基にし、高市中学校生徒の教育の向上と福祉の増進を図ることに、本会が支度事項の連絡調整をはかるを目的とする。
- 第二条 各支部に支度役員を二名、副役員を二名、厚生課、教養係、社会係及び青年係若十名をおく、会長は本会の常任役員となる。副会長は本会の評議員となる。
- 第三条 一 支度会校は支度会の会務を総括し支度を代表する。
- 第四条 副会長は会長を補佐する。
- 一 厚生係は支度生徒の福祉に關する事項を担当する。
- 二 教養係は支度における生徒及び保護者の教養を高めるための事項を担当する。
- 三 社会係は支度における生徒の校外生活と支度生徒会の指導育成に關する事項を担当する。
- 六 青年係は本会及び学年 P T A の支部における学年の事務を担当する。
- 本規約は平成十八年四月二十日一部改正し同日より施行する。
- ◇ 付則

- 学年 P T A 規規約
 第一条 学年 P T A は学における教職と保護者の連絡を密にし、学生及び学校相互の連絡のもとに生徒の教育の進展を図ると共に保護者の教養を高めることを目的とする。
 第二条 学年 P T A は第一学年 P T A、第二学年 P T A、第三学年 P T A の三つとする。
 第三条 学年 P T A の役員は、会長一名、副会長若干名、学校委員長若干名とし、学校正副会長をこれにあてる。
 第四条 学校の学校部長、副任は学年 P T A の役員となる。
 第五条 会計簿をおき、会計事務を掌る。
 第六条 校長、副校長、その他関係するその他の目的を達するための事業を行う。
 第七条 会長、副会長の選出は学校正副会長の互選による。
 第八条 学校正副会長は各一名とし、学校より選出する。
 第九条 会計係は会長が兼ねる。
 第十条 本規約は平成十八年四月二十八日（改正）日より施行する。
 〆 付則

<平岡小>

平成 27 年度 年間実施事業及び反省と改善点

< 本部 >

期 日	事業計画	反省事項と次年度への改善点
4月 3日(金) 4月10日(金) 4月24日(金)	・PTA顧問、三役会 ・第1回PTA総委員会 ・第1回常任委員会 ・PTA総会 歓送迎会	一学期、各委員会で滞りなく事業を推進していただきありがたかった。
5月23日(土) 5月31日(日)	・資源回収(環境委員会) ・育成会高社山登山	アメシロ対策 運動会前にアメシロ対策の消毒を行った。発生を抑えることができよかった。
6月 5日(金) 6月19日(金) 6月20日(土)	・6年親子作業 ・運動会前日準備(正副委員長) ・運動会	運動会への準備・片付け等、役員の皆さんを中心に大変よくやっていただき、ありがたかった。
7月 6日(月)	・PTA救急法講習会(校外指導委員会)	
8月28日(金)	・第2回常任委員会	
9月 3日(木) 9月10日(木)	・北部生活指導連絡協議会(倭小) ・学校保健委員会	アメシロ対策
10月 3日(土) 10月10日(土) 10月 中旬 10月23日(金)	・飯山養護学校「銀嶺祭」 ・中高PTA研究集会 ・来年度正副会長選出(4, 5年) ・音楽会	・中高PTA研究集会には、本校から常任委員の皆さんに出席してもらい、熱心に協議に参加でき良かった。
11月 6日(金) 11月20日(金) 11月21日(土)	・北部人権研究会(科野小) ・PTA講演会(人権同和教育委員会) ・全国人権同和研究大会参加	・講演会は大勢の会員の皆さんに参加いただき、熱心に耳を傾けていただき良い研修の機会になった。
12月 4日(金)	・第3回常任委員会	
1月22日(金)	・スキー教室 慰労会	・スキーボランティア 32名の参加をいただきありがとうございました。
3月 4日(金) 3月16日(水) 3月18日(金) 3月23日(水)	・第2回PTA総委員会 ・第4回PTA常任委員会 ・卒業式 ・PTA会計監査 ・PTA引継ぎ会	

その他、中高PTAや県PTAの研修等に参加

< 校外指導委員会 >

期 日	事業計画	反省事項と次年度への改善点
4月 7日(火) ～17日(金) 4月10日(金) 4月24日まで	・春の交通安全運動街頭指導の協力 ・第1回PTA総委員会 常任委員会 ・危険箇所、立て看板の確認	街頭指導に御協力いただいた皆さん、ありがとうございました。
5月 8日(金)	・資源回収の打ち合わせ (環境委員会と合同)	晴天のもと、予定どおり資源回収が実施でき、多くの成果が上がって良

5月23日(土)	・資源回収の協力	かった。
6月19日(金) 6月20日(土)	・運動会前日準備(正副委員長) ・運動会 駐車場係(正副委員長)	
7月 6日(月)	・第1回地区子ども会出席 ・PTA救急法講習会開催 ・水泳監視当番打ち合わせ	地区子ども会に出席し、子どもたちと夏休みの行事などの打ち合わせができ良かった。
8月 夏休み中 8月28日(金)	・夏休みプール当番協力 ・ラジオ体操実施(各支部) ・お楽しみ会実施(各支部) ・第2回PTA常任委員会	夏休みの行事は地区ごとに子どもたちと相談しながら進めることができ、よかった。
9月24日(木) ～	・秋の交通安全運動街頭指導の協力	街頭指導に御協力いただいた皆さん、ありがとうございました。
10月12日(月)	・北部駅伝協力(育成会行事)	
12月 2日(水) 12月 4日(金)	・第2回地区子ども会出席 ・第3回常任委員会	地区子ども会に出席し、子どもたちと冬休みの行事などの打ち合わせができ良かった。
冬休み中	・お楽しみ会実施(各支部)	
1月22日(金)	・スキー教室慰労会 準備・片付け	スキー指導員の方に大勢参加いただき、和やかな会になった。委員の皆さんには準備、片付け等スムーズにやっていただいた。ご協力いただきスムーズにできた。
3月 4日(金) 3月23日(水) 春休み中	・第2回PTA総委員会 ・第4回PTA常任委員会 ・第3回 地区子ども会出席 ・PTA引継ぎ会 ・お楽しみ会実施(各支部) ・お楽しみ会(各支部)	地区子ども会に出席し、4月からの集団登校班の確認など、子どもと一緒にできてよかった。

< 学級会長会 >

期 日	事業計画	反省事項と次年度への改善点
4月10日(金) 4月24日(金)	・第1回PTA総委員会 年間計画立案 ・第1回常任委員会 ・PTA総会 歓送迎会	
5月24日(土) 5月30日(土)	・資源回収の手伝い(副学級会長) ・土曜授業参観日	
6月 5日(金) 6月19日(金) 6月20日(土)	・6年親子作業 ・運動会前日準備(正副委員長) ・運動会	各事業に学級会長会として参加できた。
7月 6日(月)	・PTA救急法講習会出席	夏休みのプール当番に協力できた。事故・ケガがなくプールができて良かった。
8月28日(金)	・第2回PTA常任委員会	
9月10日(木)	・学校保健委員会	
10月 3日(土) 10月10日(土)	・飯山養護学校「銀嶺祭」 ・中高PTA研究集会	飯山養護学校「銀嶺祭」にボランティアに参加。楽しくスムーズにボラ

10月 中旬 10月23日(金)	・来年度正副会長選出(4,5年) ・音楽会	ンティアをすることができた。
11月20日(金)	・人権教育授業参観日(P.T.A講演会)	
12月4日(金)	・第3回常任委員会	
2月4日(木) 2月10日(水) 2月19日(金)	・1,2年 授業参観日 ・3,4年 授業参観日 ・5,6年 授業参観日	各学年来年度役員選出を行いました。
3月4日(金) 3月23日(水)	・第2回P.T.A総委員会 ・第4回P.T.A常任委員会 ・P.T.A引継ぎ会	

< 人権同和教育委員会 >

期 日	事 業 計 画	反省事項と次年度への改善点
4月10日(金)	・第1回P.T.A総委員会 常任委員会 年間計画立案	1年間のスケジュールについて確認。地区懇談会と講演会について計画案審議。
4月24日(金)	P.T.A歓送迎会	準備・片付け等手伝いを行った。
6月5日(金) 6月19日(金) 6月20日(土)	・6年親子作業 ・運動会前日準備(正副委員長) ・運動会	前日準備は大変だったが晴れて良かった。当日は敬老席の受付を行った。
7月15日(水)	・部落解放同盟支部長宅へ挨拶	少し訪問時期が遅くなってしまった。年度のはじめの方が良いかと思う。
9月4日(金) 9月25日(金)	・第2回委員会 17:00～ ・地区懇談会打ち合わせ ・四ヶ郷地区懇談会 18:30～	・地区懇談会については、もう少し人数が集まるとよかった。声かけをもう少し工夫した方がよい。時間帯、内容(例えば子どもと一緒に)を検討してみてもよいと思う。
10月2日(金)	・人権同和教育だより①作成・発行 ・北信地区人権教育研修会	
10月11日(土)	・中高P.T.A研究集会	
11月16日(月) 11月20日(金) 11月6日(金) 11月30日(月)	・第3回委員会 講演会打ち合わせ ・人権同和教育講演会 ・北部人権教育研究会(科野小) ・人権同和教育だより② 作成・発行 17:00～	・講演会については、講師・内容など保護者の方に喜んでいただけたので良かった。時間内での案内や誘導はうまくできたが、椅子に前の方から座ってもらうように誘導すべきだった。
12月4日(金)	・第3回常任委員会	
3月4日(金) 3月23日(水)	・第2回P.T.A総委員会 ・第4回P.T.A常任委員会 ・P.T.A引継ぎ会	

< 広報委員会 >

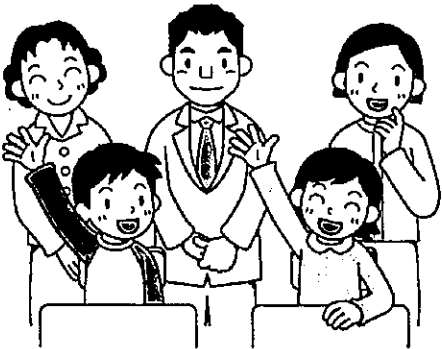
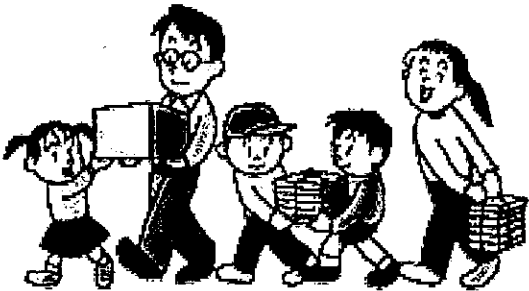
期 日	事 業 計 画	反省事項と次年度への改善点
4月10日(金)	・第1回P.T.A総委員会 常任委員会 ・第1回広報委員会 年間計画作成	
4月23日(木)	・第2回広報委員会 記事の内容の検討	

4月24日(金)	割付 原稿・写真の依頼 ・P.T.A総会 歓送迎会準備・片付け	
5月21日(木)	・第3回広報委員会	
6月25日(木) 6月19日(金) 6月20日(土)	・第4回広報委員会 ・運動会前日準備(正副委員長) ・運動会	新聞に載せる写真を分担して撮ったが、自分の子の競技をよく見ることができない場面もあり、分担の工夫をしたい(音楽会に向けても)
7月24日(金)	・P.T.A新聞発行	予定どおり発行ができよかった。委員の皆さんがそれぞれ分担してよくやっていただいた。割付の方法を工夫した方が良かった。
8月28日(金)	・第2回常任委員会	
11月5日(水)	・第5回広報委員会 原稿の確認 紙面の見出し、原稿・写真のレイアウト 印刷の依頼	二学期は新聞発行がないため、三学期新聞発行向けの準備が進められてよかった。音楽会の写真も先生に任せてゆっくり鑑賞できてよかった。
12月5日(木)	・第3回常任委員会 第6回広報委員会	
1月14日(木)	・第7回広報委員会 記事内容の検討 割付 原稿・写真の依頼	
2月9日(火) 2月29日(月)	・第8回広報委員会 原稿の確認 紙面の見出し、原稿・写真のレイアウト 印刷の依頼 ・P.T.A新聞発行	二学期から少しずつ進められ、余裕があったので2回目の発行に向け作業がスムーズに出来て良かった。
3月4日(金) 3月23日(水)	・第2回P.T.A総委員会 ・第4回P.T.A常任委員会 ・P.T.A引継ぎ会	

< 環境委員会 >

期 日	事 業 計 画	反省事項と次年度への改善点
4月10日(金) 4月24日(金)	・第1回P.T.A総委員会 年間計画作成 ・第1回常任委員会 ・P.T.A総会 歓送迎会	
5月8日(金) 5月23日(土)	・第2回委員会 資源回収の打ち合わせ (校外指導委員会と合同) ・第1回環境整備作業 (6年親子作業) 計画 ・資源回収(24日予備日)	資源回収 新聞紙に雑誌が混ざっていた等のことがあり、積み込みに時間がかかる場面があった。毎年のことであるが、男手がもう少しあった方が作業効率が上がるように思う。
6月5日(金) 6月19日(金) 6月20日(土)	・6年親子作業 ・運動会前日準備(正副委員長) ・運動会	6年親子作業 はじめの会で拡声器を使わなかったため、作業の段取りが後方まで伝わらなかった。途中雨のため、20

		分ほど早く終了となった。
8月28日(水)	・第2回PTA常任委員会 ・第3回委員会 5年親子作業の打ち合わせ	
9月25日(金)	・第2回環境整備作業(5年親子作業)	5年親子作業 雨降りでの実施で活動内容が二転三転し、ご迷惑をおかけしました。親子そろって楽しく元気に作業していただきありがとうございました。
12月4日(金)	・第3回常任委員会	
1月22日(金)	・スキー教室 慰労会準備・片付け	・校外指導委員会さんと準備・片付けが良く出来た。
3月4日(金)	・第2回PTA総委員会 ・第4回PTA常任委員会	
3月23日(水)	・PTA引継ぎ会	



<長丘小>

平成27年度 本会活動記録

日付	曜日	活動内容
4月3日	金	第1回総務、部長合同会議
4月6日	月	入学式
4月10日	金	第1回PTA評議員会
4月10日	金	交通安全教室
4月19日	日	長丘地区青少年健全育成会総会
4月23日	木	中野市子ども地域活動促進事業説明会
4月24日	金	PTA総会、職員歓送迎会
5月11日	月	第1回中高PTA評議員会
5月12日	火	第2回総務、部長合同会議
5月15日	金	中野市PTA連合定期評議員会
5月16日	土	中野下高井教育会総集会
6月2日	火	第1回北部生活指導連絡協議会
6月6日	土	資源回収、第1回PTA作業
6月6日	土	長丘児童クラブ会計監査
6月13日	土	安全講習会
6月17日	水	長丘小学校学校安全連絡会
6月17日	水	第3回総務、部長合同会議
6月26日	金	長丘小学校音楽会
6月26日	金	第1回学校評議員会
7月13日	月	ふれあいあいさつ集会
7月13日	月	読み聞かせ会
7月17日	金	第2回中高PTA評議員会
7月26日	日	魚つかみ取り大会
8月21日	金	第4回総務、部長合同会議
8月29日	土	PTA作業、ビーチバレー大会
8月30日	日	学習講演会
9月3日	木	第2回北部生活指導連絡会
9月5日	土	下高井研究集会
9月18日	金	運動会前日準備
9月19日	土	第49回運動会
10月10日	土	中高PTA研究集会
10月10日	土	北部駅伝大会
10月18日	日	県PTA飯山大会
10月26日	月	秋の資源回収 ~30日
11月5日	木	中高等学校保健会研究会
11月8日	日	JA長丘ふれあい祭り
11月11日	水	第2回父親母親委員会
11月18日	水	人権教育委員会
11月25日	水	中野市北部地区新幹線対策委員会総会
11月26日	木	第2回学校評議員会
12月1日	火	北部生活指導連絡協議会

11月25日	水	中野市北部地区新幹線対策委員会総会
11月26日	木	第2回学校評議員会
12月1日	火	北部生活指導連絡協議会
12月4日	金	第5回総務、部長合同会議
12月13日	日	長丘レンジャーズ総会
1月20日	水	読み聞かせ会
1月29日	金	スキー、ソリ教室
2月5日	金	第3回学校評議員会
2月10日	水	第3回生涯学習推進会議
2月13日	土	田麦支部PTA総会
2月15日	月	第6回総務、部長合同会議
2月21日	日	生涯学習市民のつどい
2月26日	金	第2回PTA評議員会、引継ぎ
3月1日	火	第3回中高PTA評議員会
3月16日	水	卒業式

平成27年度 [人権教育] 委員会 活動記録

月 日(曜)	活 動 内 容	反 省・要 望
10月10日(土)	中高PTA研究集会(南宮中学校)	
11月18日(水)	人権教育講演会(本校) 「変化の激しい時代の難しい親子関係」 福岡 寿 先生	
11月21日(土)	全国人権・同和教育研究大会(長野市)	
~22日(日)		

平成27年度総務部活動記録

月 日(曜日)	活 動 記 録	反 省・要 望
4月 3日 (金)	第1回総務・部長合同会議 ・第1回評議委員会、総会の持ち方について ・歓送迎会の持ち方について、等	
4月 6日 (月)	入学式	
4月10日 (金)	第1回評議委員会 ・27年度役員の紹介と承認 ・27年度各部活動計画の発表、等	
4月24日 (金)	平成27年度PTA総会、職員歓送迎会 ・平成26年度事業報告並びに決算承認 ・平成27年度事業報告並びに決算承認	
5月12日 (火)	第1回中高PTA評議委員会 第2回総務・部長合同会議 ・PTA総会の反省について ・各部の当面の事業について	
5月16日 (土)	中高教育総集会(中野下高井教育会総会)	
6月 6日 (土)	春の資源回収、あいさつ看板回収 PTA役員作業(草刈り)	
6月17日 (水)	第3回総務・部長合同会議 ・1学期行事の反省と今後の計画 ・各部の当面の事業について	
6月26日 (金)	音楽会	
7月10日 (金)	地区子ども会(学校)	
7月13日 (月)	あいさつ集会、看板、花設置、PTA救急法訓練	
7月16日 (木)	第二回 中高PTA評議委員会	
7月26日 (日)	育成会 魚つかみ取り大会	
夏休み中	各地区お楽しみ会	
8月21日 (金)	第4回総務・部長合同会議 ・1学期及び夏休み中の行事の反省 ・各部の当面の事業について	
8月29日 (土)	全PTA作業(草刈り)、ビーチバレー大会	ビーバーを沢山用意してもらって助かりました。
9月18日 (金)	運動会前日準備	
9月19日 (土)	第49回 校庭大運動会	
10月10日 (土)	中高PTA研究集会(南宮中) 北部駅伝大会(育成会)	
10月18日 (日)	県PTA大会(飯山)	
10月26～30日	秋の資源回収(学校へ各戸持ち込み)	
11 月 8日 (日)	ちびっこマラソン(JA長丘支所ふれあい祭)	
11 月18日 (水)	PTA人権教育講演会	
12月 4日 (金)	地区子ども会、 第5回総務・部長合同会議 ・2学期の事業の反省 ・今後の主な事業について	
冬休み中	各地区お楽しみ会・どんど焼き準備	
1月20日 (水)	役員読み聞かせ	
1月29日 (金)	スキー・そり教室	
2月15日 (月)	地区子ども会 第6回総務・部長合同会議 ・今年度の本会・各部活動の反省 ・第2回評議委員会について	
2月26日 (金)	第2回PTA評議委員会 総役員反省会・新旧役員引き継ぎ・慰労会 第三回中高PTA評議委員会	
3月16日 (水)	卒業式	
春休み中	各地区6年生を送る会・お楽しみ会	

平成27年度 指導部 活動記録

月 日(曜)	活動内容	反省・要望
4月10日(金)	交通安全教室 (全校)	
5月19日(火)	指導部会 ・安全登校による 街頭指導について ・自転車講習会について ・救急法講習会について ・長丘地区危険箇所 安心の家マップ見直し ・その他、事業計画の確認	※ 街頭指導について 26年度まで 6月 10月 2月 27年度 6月 10月 1月に実施
5月27日(水)	自転車講習会 (2、3年)	
7月13日(月)	救急法講習会	
10月5日(月)	北部少年駅伝大会 打ち合わせ	
10月12日(月)	北部少年駅伝大会	

平成27年度 [学年] 部・委員会・支部 活動記録

月 日(曜)	活 動 内 容	反 省・要 望
5月 20日 (水)	第1回 学年部会 ・けんすり石夏号 企画 構成 推進日程・担当決め	
7月 13日 (月)	第2回 学年部会 ・けんすり石 レイアウト作成 ・ビーケバレー大会 打ち合わせ	
7月 21日 (火)	第3回 学年部会 ・けんすり石夏号 仕分け作業 (22日発行 各更部長へ配布)	
8月 29日 (土)	ビーケバレー大会	学校よりお便りにて当日は できる限り児童は遅れて来たい よう連絡して頂いたため大人 は試合に集中できました。
11月 4日 (水)	第4回 学年部会 ・けんすり石冬号 企画 構成 推進日程・担当決め	
11月 8日 (日)	ちびっこマラソン ・参加児童の受付～順位集計	
12月 2日 (水)	第5回 学年部会 ・けんすり石冬号 レイアウト作成 (17日発行・各更部長へ配布)	

平成27年度 [父親母親] 部・委員会・支部 活動記録

月 日(曜)	活 動 内 容	反 省・要 望
4月 15 (水)	第1回 父親母親委員会 ・リサイクル事業について ・参観日読み聞かせについて	
5月 11日 (月)	第1回 父親母親委員会 (校外)	
6月 4日 (木)	第1回 ブロック会議 (校外) ・PTA活動、コミュニケーションについて	
7月 13日 (月)	第1回 読み聞かせ (女性役員)	
7月 17日 (金)	第2回 父親母親委員会 (校外)	
7月 24日 (金)	三行詩募集	
8月 20日 (木)	「リサイクル事業やずります募集」 用紙を各家庭に配布	
8月 30日 (日)	中高PTA 父親母親委員会 学習講演会 (校外)	
10月 10日 (土)	中高PTA 研究集会(南宮中学校)	
11月 5日 (木)	第2回 ブロック会議 (校外)	
11月 11日 (水)	第2回 父親母親委員会 ・リサイクル事業打ち合わせ ・参観日読み聞かせについて	
11月 18日 (水)	リサイクル事業 (引き渡し)	
1月 20日 (木)	第2回 読み聞かせ (男性役員)	
3月 1日 (火)	第3回 父親母親委員会 (校外)	

平成27年度壁田・古牧支部活動記録

月 日(曜日)	活動記録	反省・要望
6月 6日(土)	資源回収 あいさつ看板回収	・子ども達が一生懸命作業してくれました。
7月 4日(土)	あいさつ看板設置	
7月10日(金)	地区子ども会 ・夏休みお楽しみ会について ・夏休みの過ごし方について	
7月31日(金)	夏休みお楽しみ会 ・ビンゴ、宝探し、花火、肝だめし バーベキュー	・1年生が多く夜行事でしたが、呼び掛けにより保護者大勢の参加、御協力を頂きまして安全に執り行う事ができました。
12月4日(金)	地区子ども会 ・冬休みお楽しみ会について ・冬休みの過ごし方について	
12月27日(日)	冬休みお楽しみ会 ・勉強会、ビンゴ、宝探し、だるまさんが転んだ 座布団取りゲーム	・以前の宝探しの際に隠したものが見つかりました。公共の場なので隠し忘れ、探し忘れがないよう、気を付けたいと思います。
H28 2月7日(日)	支部総会 ・27年度活動報告 ・27年度会計報告 ・27年度役員紹介	・役員決りを学年でやって頂いたお蔭でスムーズでよかったと思います。
2月15日(月)	地区子ども会 ・春休みお楽しみ会について ・春休みの過ごし方について	
3月20日(日)	春休みお楽しみ会・6年生を送る会	

平成27年度[厚貝]支部活動記録

月 日(曜)	活動記録	反省・要望
6月 6日 (土)	資源回収 あいさつ看板回収	
7月10日 (金)	地区子ども会 夏休みの行事計画	
7月13日 (月)	あいさつ看板設置	
8月 3日 (日)	夏休みお楽しみ会 勉強会・ビンゴ・自由時間・花火 宝探し・バーベキュー・スイカ割り PTA 地区作業・懇親会	
11月3日 (火)	どんど焼き準備 慰労会	
12月4日 (金)	地区子ども会 冬休みの行事計画	
12月26日(土)	冬休みお楽しみ会 勉強会・ビンゴ・あみだくじ 自由時間	
1月11日 (月)	しめ縄飾り集め・飾りつけ どんど焼き	
1月28日 (木)	支部総会 活動報告・会計報告・新役員紹介	
2月15日 (月)	地区子ども会 春休み行事計画	
3月2日 (月)	春休み子ども会 6年生を送る会	

平成27年度 [田麦] 部・委員会・支部 活動記録

月 日(曜)	活 動 内 容	反 省・要 望
平成27年 6月 6日(土)	資源回収 あいさつ看板回収	
7月10日(金)	地区子ども会 夏休み行事計画	
7月13日(月)	あいさつ看板設置	
7月26日(日)	魚つかみ大会(育成会) 夏休みお楽しみ会 勉強会・ビンゴゲーム・宝さがし バーベキュー・ジャンケン大会 すいか割り・花火・きもだめし	
11月22日(日)	どんど焼き準備 カヤ刈り・カヤ束ね・やぐら造り	
12月 4日(金)	地区子ども会 冬休み行事計画	
12月28日(月)	冬休みお楽しみ会 勉強会・ビンゴゲーム・宝さがし トランプ	
平成28年 1月11日(月)	しめ縄・ダルマ集め・飾りつけ どんど焼き	
2月13日(土)	支部総会 活動報告・会計報告・新役員紹介	
2月15日(月)	地区子ども会 冬休み行事計画	
3月21日(月)	春休みお楽しみ会 6年生を送る会	

第一号議案 平成27年度事業報告承認に関する件

【総務】

4月 6日(月) 入学式
 4月10日(金) 第一回総役員会(第一回理事会、第二回評議員会)
 4月11日(土) 科野地区青少年健全育成会総会
 4月24日(金) 参観日①、学年PTA、総会、歓送迎会
 5月 9日(土) 資源回収
 5月11日(月) 中高PTA 評議員会、父親母親委員会
 5月13日(水) 人権教育研修会
 5月16日(土) 中高教育会定期総会
 5月29日(金) 参観日②(一日) 学校保健委員会 PTA研修
 5月21日(木) 学校評議員会①
 6月 2日(火) 北部生活指導連絡会①(本校)
 6月 6日(土) PTA 作業①
 6月14日(日) PTA 指導者講習会
 6月19日(金) PTA 会長会
 6月23日(火) 農業体験学習(ぶどうの傘かけ)への協力
 7月 7日(火) 参観日③ 学年PTA、救命法講習
 7月17日(金) 中高PTA 評議員会②
 7月25日(土) 育成会「親子魚のつかみ取り」事業 会場準備
 7月26日(日) 育成会「親子魚のつかみ取り」事業
 8月19日(水) 第2回理事会
 8月27日(木) 中高等学校保健会定期総会
 8月31日(月) 区長・社協・PTA 合同会
 9月 3日(木) 北部生活指導連絡会②(倭小)
 9月 5日(土) 下高井教育研究集会参加(南宮中)
 9月12日(土) PTA作業②
 9月16日(水) 運動会準備(テント張り)
 9月19日(土) 第95回運動会への参加、協力 ■ 今年度から慰労懇親会をなくした
 10月10日(土) 中高PTA研究集会(南宮中)
 10月 9日(金) 21日(水) 28日(水) 30日(金) * 音楽会当日の朝 PTA合唱練習
 10月18日(日) 長野県PTA 研究大会(飯山大会)
 10月30日(金) 音楽会参加
 11月 5日(木) 中野市合同音楽祭参加(市民会館)
 11月 5日(木) 中高等学校保健研究大会(市民会館)
 11月 6日(金) 高社中ブロック人権同和教育研究会(本校)
 11月13日(金) 第3回理事会 平成28年度役員選考委員会 人権教育懇談会
 11月18日(水) 参観日④ 学年PTA 家庭教育講座
 12月 1日(火) 北部生活指導連絡会③(高社中)
 12月 4日(金) 第2回学校評議員会
 12月 9日(水) 第4回理事会
 1月29日(金) スキー教室協力
 2月 1日(月) 来入児体験学習 保護者会・新1年役員選出
 2月 8日(月) 参観日(高学年) 学年PTA
 2月15日(月) 参観日(低学年) 学年PTA
 2月15日(月) 学校評議員会③
 3月 4日(金) 会計監査 第5回理事会 PTA 総役員会 新旧明離ぎ会 懇親会

〈科野小〉

3月16日(水) 卒業式

◇ その他、三役会、PTA会長会、学校評議員会、P連評議員会、父親母親委員会等

【校外生活部】

4月 7日(火) 春の街頭指導
 ~10日(金)
 4月10日(金) 部会 資源回収(5/9)について PTA 歓送迎会通知配布・集金
 5月 9日(土) 資源回収
 7月 7日(火) 救急救命法講習
 7月10日(金) 地区児童会指導(夏休み行事、危険箇所等)
 7月25日(土) 夏休み(プール当番、地区行事の指導)
 ~ 地区児童会各地区活動指導
 7月30日(木) 深沢 奉仕活動 お楽しみ会
 8月 6日(木) 越 奉仕活動 お楽しみ会
 8月 7日(金) 赤岩 奉仕活動 お楽しみ会
 9月 運動会プログラム配布
 9月29日(火) 秋の街頭指導
 ~10月 2日(金)
 10月10日(土) 中高PTA研究集会(南宮中)
 12月 7日(月) 地区児童会指導(冬休み行事、危険箇所等)
 1月 各支部冬休み事業指導(どんど焼き等)

反省と来年度への要望

- ・ 今後子どもの数が減っていくので、保護者の負担が軽減できるよう、省けるものは省いていけるようにしていきたい。

【教養部】

4月10日(金) 部会(PTA新聞第125号について)
 5月13日(水) 第125号PTA新聞発行(約200部:家庭数・地域回覧・学校)
 11月18日(水) 家庭教育講座
 講師 眞榮城 和美 様 (清泉女学院大学 准教授)
 演題 『キレイな心を育てるために』
 11月18日(水) 部会(PTA新聞第126号について)
 12月18日(金) PTA新聞第126号発行(ホームページ掲載)
 1月19日(火) 部会(PTA新聞第127号について、今年度の活動の反省など)
 2月 PTA新聞第127号発行

反省と来年度への要望

- ・ 来年度も引き続き、2学期のPTA新聞はホームページに掲載する。

【厚生部】

5月 7日(木) 第1回部会(PTA研修について)
 5月29日(金) PTA研修(ビーチバレーボール大会)
 6月 6日(土) PTA 作業①
 9月 1日(火) 第2回部会 PTA 作業②【9/12】について
 9月12日(土) PTA作業②
 9月19日(土) 運動会協力

反省と来年度への要望

- ・ 家庭数の減少により、春秋のPTA作業の負担が多いようです。年2回、全学年に参加してもらえるように検討してほしい。

- ・ PTA 研修時にアンケートを取りましたが、来年度以降もビーチバレーボールを希望する声が多かったです。練習時間等、負担にならないように改善してもらいたいです。

【図書館利用係】

- 図書館だより 3 回発行予定
- 参観日にあわせた押鐘文庫の展示、利用促進

7 月 7 日 (火) 本の読み聞かせ講習会
 7 月 9 日 (木) 読み聞かせボランティア①
 8 月 20 日 (木) 読み聞かせボランティア②
 10 月 1 日 (木) 読み聞かせボランティア③
 11 月 12 日 (木) 本の修繕とラベル貼り
 11 月 26 日 (木) 読み聞かせボランティア④
 12 月 17 日 (木) 読み聞かせボランティア⑤
 1 月 21 日 (木) 読み聞かせボランティア⑥
 2 月 18 日 (木) 読み聞かせボランティア⑦

反省と来年度への要望

- ・ 本の修繕作業の日程決めの調整がうまくいかず、少人数の参加となってしまいましたが、和やかな雰囲気で作業していただきました。
- ・ 読み聞かせボランティア共々、ご協力に大変感謝いたします。1 年間ありがとうございました。

【人権教育部】

- 通年 各種人権に関する集会への参加

5 月 13 日 (水) 人権教育研修会 (人権教育週間 5/7~29)
 5 月 28 日 (木) あらゆる差別をなくす推進協議会総会
 7 月 10 日 (金) 社会人権教育研究協議会・研修会 (PTA 北信地区人権研修会)
 8 月 26 日 (水) 部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会 (市民会館)
 9 月 4 日 (金) 長野県人権リーダー研修会 (更埴文化会館)
 5 日 (土) 下高井教育研究集会 (南宮中)
 10 月 10 日 (土) 中高 PTA 研究集会 (南宮中)
 11 月 6 日 (金) 中野市北部地区人権司和育研究会 (会場: 科野小)
 11 月 13 日 (金) 人権教育懇談会 (科野小学校 図書館)
 講師 高橋君子 様 (部落解放同盟科野支部長)
 井上賢一 様 (部落解放同盟中高地区協議会事務局長)
 11 月 18 日 (水) 家庭教育講座
 差別をなくす市民集会 (市民会館)
 11 月 21 日 (土) 第 67 回全国人権・堂協養育研究大会 (長野大会)
 22 日 (日) ホワイトリング 他、東北信の公立学校

反省と来年度への要望

- ・ 人権教育研修会・研究会などに参加し、貴重な勉強や経験ができたので、できる限り大勢の方に参加してもらいたいと思いました。

【父親母親委員会】

5 月 11 日 (月) 第 1 回父親母親委員会総員会
 6 月 4 日 (木) 第 1 回ブロック会議
 7 月 17 日 (金) 第 2 回父親母親委員会
 8 月 30 日 (日) 父親母親委員会 学習講演会
 8 月 31 日 (日) 父親母親委員会 学習講演会

10 月 11 日 (土) 中高 PTA 研究集会 (豊田中)
 11 月 14 日 (金) 父親母親委員会 高社ブロック会

【学年部】

1 学年 7 月 7 日 (火) 親子レク
 11 月 28 日 (土) 懇親会

反省と来年度への要望

- ・ 親子レクではうどん作りをしました。親子で楽しく作って、おいしくいただきました。片づけに思った以上の時間がかかり、歯科指導の時間ギリギリになってしまいました。
- ・ 懇親会は皆さんに出席していただき、先生を囲んで楽しいひと時を過ごすことができました。
- ・ 学級懇談会は兄弟関係のため、毎回半分集まりませんでした。(毎回 3 名ほど) そのため、いろいろな決め事をお手紙や電話、メールで行うことになりました。仕方ないことでしたが、それでも皆さんの協力のもと、スムーズに活動できました。

2 学年 6 月 6 日 (土) 懇親会
 11 月 18 日 (水) 給食センター見学 試食会
 12 月 12 日 (土) 親子レクリエーション 味噌づくり

反省と来年度への要望

- ・ 給食センター見学の日程変更や前日の交通手段の変更などありましたが、保護者の皆さんが協力的で、楽しく過ごすことができました。
- ・ 子どもたちも保護者も、この 1 年でまた更に絆が深まったように思います。

3 学年 10 月 9 日 (金) 懇親会
 11 月 8 日 (日) 親子レクリエーション 地獄谷野猿公苑 散策

反省と来年度への要望

- ・ 参観日後の懇談会では、兄弟姉妹関係で全員が揃わず、親子レクなどの日程がなかなか決まらないで苦労しましたが、皆さんの協力のおかげで大勢の方に参加していただきました。

4 学年 7 月 4 日 (土) 親子レク・懇親会

反省と来年度への要望

- ・ 親子レクでの残金と今年度の学級費を小学校卒業時に使用したらどうかという意見があったので、来年度に引き継がせていただきます。
- ・ 結束力がある学年なので、お互いに協力し合っていました。

5 学年 6 月 5 日 (金) 稲の学習、田植え、稲刈りに参加
 10 月 2 日 (金)
 7 月 31 日 (金) 懇親会
 11 月 21 日 (土) 親子レク 収穫祭

反省と来年度への要望

- ・ 毎回行事の度にたくさんのご家庭にご参加いただきました。ご負担やご迷惑をおかけしてしまう場面も多々ありましたが、皆さん快くお力を貸して下さい、とても助かりました。
- ・ 黒岩先生の下準備力も素晴らしく、何事もスムーズでした。
- ・ 6 年生になっても保護者の方や先生方の協力のもと、子どもたちにとって最高の思い出づくりの 1 年になると 생각합니다。

6 学年 6 月 12 日 (金) 懇親会
 7 月 25 日 (土) 「シヨシヨシ祭」参加 * 仮装連「準大賞」受賞
 10 月 12 日 (月) 体育の日 北部駅伝 (平岡小学校)
 12 月 5 日 (土) 親子レクリエーション (紙すき) シヨシヨシ祭り慰労会
 12 月 6 日 (日) ガキ大将フェスティバル (綱引き)

反省と来年度への要望

- ・ 懇親会は多くの保護者の皆さんに参加していただき、担任の先生を交え、楽しいひと時を過ごすことができました。
- ・ 「シヨシヨシ祭」は準備の段階から多くの保護者の皆さんに参加、ご協力をいただきました。当日はとても暑い日でしたが、こちらもたくさんの保護者の方に参加していただき、子どもたちと一緒に楽しく踊ることができました。また見事「準大賞」をいただき、良い経験になりました。
- ・ 10 月 12 日 (月) の北部駅伝、12 月 6 日に行われたガキ大将フェスティバルの綱引きにもみんなが参加することができ、佐藤さんのご指導をいただいた綱引きでは男子が準優勝することができました。
- ・ ご家庭のご理解、ご協力をいただき、事故やけがなく子どもたちをサポートできたと思います。ありがとうございました。

平成27年度

PTA活動事業報告

- ・ 4月 6日(月) 入学式 (新三役出席)
- ・ 4月13日(月) 総役員会(引き継ぎ理事会・専門部会・第1回理事会)
- ・ 4月24日(金) 参観日 学年PTA総会 PTA総会 歓送迎会
- ・ 5月 9日(土) 資源回収
- ・ 6月 6日(土) 運動会
- ・ 7月 4日(木) 参観日 学校保健委員会 救命法講習会
- ・ 7月 7日(火) 支部子ども会②
- ・ 7月21日(火) 地区懇談会
- ・ 8月21日(金) 第2回理事会(1学期事業報告・通学路点検の報告など)
- ・ 8月29日(土) 土曜祖父母参観日 PTA作業 PTA交流会
- ・ 10月30日(金) 音楽会
- ・ 11月11日(火) 高社ブロック人権教育研究会
- ・ 11月26日(木) 参観日 人権・家庭教育講座
- ・ 12月 4日(金) 第3回理事会(2学期活動報告・役員改選についてなど)
育成会役員会と懇親会
- ・ 12月11日(金) 支部子ども会③
- ・ 2月 5日(金) 第4回理事会(H27PTA活動のまとめ・会計中間報告など)
- ・ 2月19日(金) 参観日・学年PTA総会・総役員会・慰労懇親会
- ・ 3月16日(水) 卒業証書授与式 平成27年度三役
- ・ 3月24日(木) 現新三役引き継ぎ PTA監査

平成27年度

各学年・各部の事業報告

倭小学校

学 年	事業内容 ・ 感想
1年	9/27(日) 親子レク 場所：学級会長宅 内容：①バーベキュー ②子どもたちが決めた遊び(トランプ・折り紙など) ③好きな材料を使ったおにぎり作りにも挑戦 感想：◇おにぎり作りは、苦戦しながらも全員分を作ってくれた。 ◇少人数だからこそ楽しめる遊びで、ゆっくりとした時間を過ごすことができた。 ◇学校に集合して歩きながらお友だちに家を紹介することができ、よい経験ができた。
2年	7/ 7(日) 親子レク・親睦会 内容：①午前…岳南広域消防署見学 ②午後…バーベキュー 感想：◇消防署の皆さんには、とても熱心に案内をしていただき、“通信室”では119番をする時の注意点などを保護者の方々が熱心に聞いていた。 ◇消防車や器具の見学では、子どもたちが実際に消火器を使ってみたり、防火服を着てみるなどの体験ができた。 ◇消防署の方の計らいで、実際にポンプ車・工作車・救急車に試乗させていただき、子どもたちだけでなく、保護者の方々も初めての体験に喜んでいました。
3年	8/ 1(土) 親子レクリエーション 場所：倭地区コミュニティ消防センター(第9分団詰所) 内容：①土人形の絵付け体験 中野土人形資料館の職員さんが出張指導してくださり、絵付け用の人形と道具も用意していただいた。 ②そば打ち体験…「天悠」にて 感想：◇暑い時だったので、屋内でできる内容にした。 ◇子どもたちは楽しんでやっていた。 8/ 1(土) 親睦会…アップルシティにて

4年	6/27(土) 親子レク 内容：親子でバスケットボール・ドッジボール・バトミントン 場所：倭小学校体育館 感想：◇子どもたち中心で進めてくれて、ルールも決めてくれて助かった。 ◇子ども対親の対決もあり、最後まで楽しく進めることができた。 ◇お昼は、お弁当を注文してみんなで食べた。役員さんがお菓子や飲み物の買い出しに行ってくれて助かった。 10/30(金) PTA三役の選出 (PTA会長・副会長・育成会長) 内容：PTA三役を投票できめた。(話し合いにより投票となった) 場所：柳沢公民館 3月：親睦会
	5/26(火) 田植え：学年会長の他、保護者5名にお手伝いいただいた。 9/28(月) 稲刈り 10/9(金) 脱穀 11/26(木) PTA副会長(女性)の選出会議 12/5(土) 収穫祭
6年	7/12(日) 親子レク 内容：マレットゴルフ・バーベキュー 場所：望郷にここファーム 感想：◇マレットゴルフは家族対抗で行った。親御さんたちの素晴らしいプレーに子どもたちからは「お父さんお母さんってやっぱりすごいんだ」という感想が聞かれた。 7/25(土) ションションまつり参加
学年 会長会	10/10(土) 中高PTA研究集会参加 (部長) 11/12(水) 家庭・人権教育講座 演題：「ネット依存 ～人生を台無しにする依存～」 講師：小巻 佳人先生

専門部	事業内容	申し送り事項
施設 教養部	4/13(月) 専門部会引き継ぎ 5/18(月) 第1回施設教養部会 ◇PTA作業・新聞内容について 7/14(火) 第2回施設教養部会 ◇PTA作業の内容・現場確認 ◇PTA新聞の確認 7/22(水) PTA新聞発行 8/29(土) PTA作業 ①トイレ掃除 ②窓ふき 9/5(土) 中高教育研究集会参加 (部長)	・雨のため内容を変更して行った (子どもたちも一緒に作業することはとてもよいことなので続けてください)
厚生部	5/9(土) 資源回収 ◇お助け隊の協力もいただきスムーズに作業をおこなうことができた。 8/29(土) PTA交流会(JA倭支所) 10/10(土) 中高PTA研究集会参加 (部長)	
校外 指導部	7/2(木) 水難救助講習会 7/25(土) 魚つかみどり前日準備 夜間瀬川河川敷の草刈り 7/26(日) 魚つかみどり大会 10/12(月) 北部駅伝大会 12/6(日) ガキ大将フェスティバル 1/17(日) 親子スキー教室	

平成27年度 高社中学校PTA及びクラブ活動後援会事業報告

平成28年 3月25日

高社中学校PTA会長 湯本 誠一
高社中学校クラブ活動後援会長 渡辺 強

月	中学校、PTAの主な事業内容	専門部の主な事業	クラブ活動後援会関係事業
4	17日 金 ②常任委員会 (組織、事業計画案、予算案審議) 10日～ 月 1・2年家庭訪問 13日～ 火 3年修学旅行	6日 金 入学式参列(祝辞等)(総務部) 17日 金 各専門部会(組織、計画作成)	8日 水 部活動発足 9日 木 1年部活動説明会 24日 金 部活動運営委員会①
5	1日 金 授業参観、PTA総会、歓送迎会 11日 月 中高P評議員会 29日 金 授業参観(部活参観・懇談) 29日 金 ③常任委員会 (クラブ後援会賛助会費集金等)	11日 月 中高P父親母親委員・評議員参加 同左 支部教育懇談会計画(社会部) 28日 木 北部人権教育研修会(人権教育部)	9日 土 中高陸上記録会 同左 部活動参観・保護者懇談会 下旬 ～ 後援会賛助会費集金
6	上旬 父親母親委員会 第1回ブロック会 22日 月 授業参観 22日 月 ④常任委員会 (地域展・資源回収等)	中旬 PTA指導者研修会(総務部・部長) 同左 地域展の計画(社会部) 資源回収の計画(総務部)	6日 土 北信陸上大会 13日～ 土 中高大会、北信濃大会 20日～ 土 北信大会(野球) 27日 土 北信大会(バスケ、バレー等)
7	7日～ 木 1年高原学習 13日～ 月 3年懇談 14日～ 火 2年登山 17日 金 中高P評議員会	上旬 各支部教育懇談会(支部会長) 中旬 PTA作業(施設・社会部) 同左 中高P父親母親委員・評議員参加 21日 火 支部生徒会(支部PTA会長参加)	11日～ 土 県陸上競技大会 18日～ 土 県中総合体育大会 27日 月 北信A地区吹奏楽コンクール
8	18日 火 ⑤常任委員会 (資源回収、高社祭への協力等) 22日 土 資源回収 23日 日 資源回収(予備日) 25日 火 授業参観、学校保健委員会	21日 金 支部生徒会 22日 土 資源回収(全常任参加) 同左 学校保健委員会(教養部) 27日 支部生徒会	8日～ 土 県吹奏楽コンクール
9	5日 土 下高井教育研究集会	同左 総務部・各専門部より参加 17日 木 PTA作業(施設・社会部) ↑雨天中止	4日 金 部活動運営委員会② 19日 土 中高新人大会(ソフト) 23日 水 東北信新人陸上大会
10	1日 木 高社祭前日準備 2日～ 金 高社祭(2日間) 10日 土 中高PTA研究集会(南宮中) 23日 水 3学年進路講話 27日 火 人権教育懇談会	同左 地域展準備(社会・施設部) 同左 地域展当番等(社会・施設部) 同左 総務部・各専門部より参加 同左 総務部・各専門部より参加	10日～ 土 北信新人大会(野球・ソフト) 17日～ 土 北信濃大会(剣道、卓球) 24日～ 土 北信濃大会(バスケ) 31日～ 土 北信濃大会(バレー)
11	4日 水 ネットトラブル講演会 12日 木 授業参観、人権教育講演会 ⑥常任委員会(役員改選、反省) 下旬 父親母親委員会 第2回ブロック会	4日 水 総務部会 同左 人権教育部・総務部参加 同左 準備・運営(人権教育部) 下旬 青少年健全育成(社会・施設1名)	3日～ 土 県中駅伝 7日～ 土 北信大会(卓球・剣道) 14日～ 土 北信大会(バスケ、バレー)
12	7日～ 月 個別懇談会		27日 日 吹奏楽アンサンブルコンテスト
1	29日 金 授業参観、学年PTA ⑦常任委員会(反省、会計等)	同左 専門部会(年間反省)	16日 土 アンサンブルコンテスト北信ブロック 16日～ 土 県中スキー大会 23日 月 アンサンブルコンテスト県大会
2	上旬～ 各支部PTA総会 19日 金 各支部役員改選報告締切日		上旬 全中スキー大会 18日 火 部活動運営委員会③
3	1日 火 中高P評議員会 17日 木 卒業式 25日 月 新旧PTA正副会長会、新常任委員会	同左 中高P父親母親委員・評議員参加 同左 会長参列(会長祝辞)	上旬 クラブ活動後援会報配布